

第2部

後期基本計画

第1章

共に幸せを感じられるまちづくり

第2章

人が生きいきと輝くまなびのまちづくり

第3章

都市基盤が充実したまちづくり

第4章

快適に生活できるまちづくり

第5章

活力湧き出る産業振興のまちづくり

第6章

効率的な計画推進をめざしたまちづくり

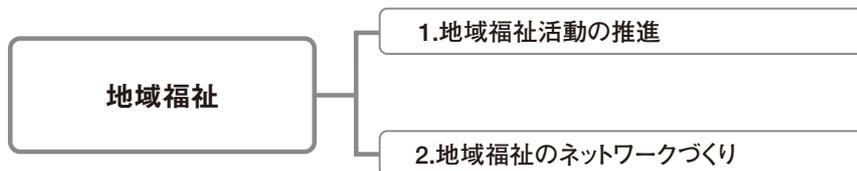
第1章

共に幸せを感じられるまちづくり

住民の主体的な参加と連帯に支えられた心ふれあう地域社会の形成を基本に、子どもをはじめ、高齢者や障害のある人が共に安心して暮らせる福祉のまちをめざします。また、すべての住民が生きいきと幸せに満ちた生活を送ることができるよう、生涯を通じた健康づくりを推進します。

政策1 地域福祉

すべての住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができ、地域社会の一員として共に支え合うまちづくりを進めるため、地域福祉の推進を図ります。



トピックス 地域づくりに向けた支援

高齢化が進むなか、さまざまな高齢者問題に対応していくため、地域の仕組みづくりを推進しています。これからの高齢社会に向けて、生活の身近な地域で「互助」の関係づくりを進め、地域の支援力を高めていくことが必要です。

地域の仕組みづくりに向けて、自治会単位で取り組む地域を支援するため、地域コーディネーターの役割を持った地域支援員の人材育成や専門家による地域づくりに向けた支援を行っています。



<自治会で取り組む地域を支援>



施策 1. 地域福祉活動の推進

施策の方針

「自助・共助・公助」の補完性の原理に基づく地域福祉社会を形成し、地域住民と連携を図るなど、要援護者の支援の充実や普段からの見守り、連携体制の構築を図ります。

現状・課題

- 地域社会の人と人のつながりが希薄化するなか、助けられたり、助けたりのお互いさまの意識を高める必要があります。
- 災害時の要援護者の把握や生活の課題・問題の共有などにより、地域のなかで助け合える体制が必要となっています。
- 社会福祉協議会の体制の充実、地域福祉計画の策定の検討など、地域福祉活動を促進するための体制整備を図る必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「1」-(1)-① 福祉意識の高揚	地域福祉についての住民意識を高めるため、広報やイベント、街頭活動などを通じた啓発活動を推進し、住民一人ひとりや家族が自ら取り組むこと(自助)、地域やボランティア等による支え合い活動(共助)、行政等による支援(公助)の視点に基づく協働の意識を周知徹底します。
1-「1」-(1)-② 人材・組織の育成支援	各種団体やボランティア・NPO・民生児童委員や各種相談員などによる主体的な活動を支援し、活動の活性化を図ります。
1-「1」-(1)-③ 事業推進体制の整備	地域福祉の推進については、全庁のつながりを構築するとともに、社会福祉協議会や各種関係機関等との連携により、地域に定着した事業を推進できるよう必要な体制づくりに努めます。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
災害時要援護者名簿の作成	—	—	—	→	作成済み
ふれあいセンター年間利用者数	65,075人	56,317人	60,178人	→	61,000人

※【主要な取り組み】番号については下記の内容を表しています。

例：1-「1」-(1)-①

- ・ 1 ⇒ 「章番号」
- ・ 「1」 ⇒ 「政策番号」
- ・ (1) ⇒ 「施策番号」
- ・ ① ⇒ 「取り組み番号」

施策 2 . 地域福祉のネットワークづくり

施策の方針

誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民の福祉に対する理解と参加を促すとともに、共に支え合い、助け合う地域の福祉ネットワークの形成を図ります。

現状・課題

- 家庭、地域、ボランティア、事業者、行政等それぞれの立場で役割を分担し、さらに情報を共有していくなかで、住民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、相互に助け合う地域福祉活動を推進しています。
- 保健、医療、福祉などの関係機関が協議の場を持ち、地域の福祉課題や解決の方向性に対する共通理解を深めています。
- 自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「1」-(2)-① 保健、医療、福祉との連携	保健、医療、福祉などの関係機関が協議の場を持ち、地域の福祉課題や解決方法の方向性に対する共通理解をさらに深めていきます。
1-「1」-(2)-② 情報の共有化	関係機関の協議の場を積極的に設け、ネットワークを強化していくなかで、ボランティアも含めて幅広く必要な情報を共有し、問題解決に向けてよりよい方向性を導き出す体制づくりを行います。

取り組み指標

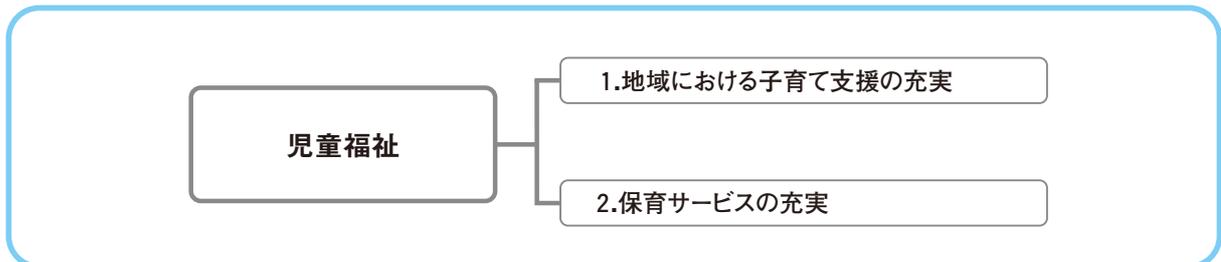
指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
ボランティアの登録者数	578人	494人	550人	➔	600人





政策 2 児童福祉

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかにたくましく育つために、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを進め、子育て支援、保育サービスの充実に努めます。



■ 保育園、入所児童の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保育園（所）数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
入所児童数	497人	529人	514人	526人	578人

資料：健康福祉課（各年度末）
※入所児童数には町外保育園利用者を含む

トピックス 子育て支援の充実

町では、次世代育成支援後期行動計画に基づき、さまざまな子育て支援に取り組んでいます。

住民の保育ニーズに柔軟に対応できるよう、保育所での保育やショートステイ事業や地域子育て支援拠点事業等を実施しています。



<すこやか広場>

施策1. 地域における子育て支援の充実

施策の方針

子育て支援環境の充実を図るため、相談や交流の機会の充実を図ります。また豊かな心・生きる力を育成するため、学校・家庭・地域とともに青少年の健全育成に取り組み、自ら考え行動できる豊かな人間性を持った人材を育成していきます。

現状・課題

- 「田原本町次世代育成支援後期行動計画」に基づき、平成22年度から平成26年度の5年間にかけて各種事業に取り組んでいます。また、平成19年度から10か年で「第Ⅲ期母子保健計画」を実施しており、子育て支援の取り組みについて整合性を図っています。
- 講演会・青少年健全育成懇談会などを通して、保護者、地域住民の協力のもと、町・地域ぐるみで青少年の健全育成を展開するとともに、青少年対象の各教室を開催しています。
- 青少年団体に対して、補助金の交付、助言等の支援を行い、団体活動の活性化を図っています。
- 自然体験・生活体験・教室などの活動を通して、自ら考え行動できる人間性豊かな青少年を育成しています。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「2」-(1)-① 相談・情報提供体制の充実	妊娠期に関わりの深い保健センターで、子育て情報の提供を充実させるとともに、住民が気軽に相談できるよう、相談内容に応じて専門職及びボランティア等による相談できる体制づくりをめざします。
1-「2」-(1)-② 子育て支援の充実	保健センターや、地域子育て支援センター（宮古保育園）において、乳幼児の子育て相談などの充実を図るとともに、地域子育ての拠点である「すこやか広場」で、多様な子育て支援や、きめ細やかな支援を実施するため、関係機関と連携し機能の拡充を図ります。
1-「2」-(1)-③ 学習環境の整備	青少年の健全育成を推進するため、講演会や育成懇談会の実施、親子で星を見る会、体験学習などを実施し、学習機会の拡充を図ります。
1-「2」-(1)-④ 子育ての社会化の促進	学校・家庭・地域が連携する行事を組織することにより地域の教育力の向上を図ります。
1-「2」-(1)-⑤ 次代の親の育成	子ども会など、社会教育の活動と連携し、次世代のリーダーを育成する事業に取り組めます。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
青少年健全育成講演会等参加者数	344人	415人	414人	➔	450人
すこやか広場利用者数	—	—	2,970人 ※9月開設	➔	7,200人
地域子育て支援センター利用者数	—	531人	694人	➔	750人



施策2. 保育サービスの充実

施策の方針

地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実させ、社会全体で、子どもを育てる仕組みをつくります。

現状・課題

- 女性の社会参加とともに、社会経済状況の影響により共働き世帯が増えるなど、保育所利用の希望者が年々増加傾向にあります。
- 待機児童については、保育所の入所定員の緩和等により、入所人数を増やすなど、解消に向けて取り組みを進めていますが、待機児童の解消には至っていません。今後、定員の増加で受け入れ体制の整備が必要です。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「2」-(2)-① 通常保育・延長保育の推進	研修等を行い、保育士における保育の質の向上をめざします。また、通常保育・延長保育の充実を図るとともに、待機児童の解消に努めます。
1-「2」-(2)-② 放課後児童保育サービスの充実	保護者が仕事等により、昼間家庭にいない児童の放課後の居場所を確保し、健全で安全な時間が過ごせるようにします。
1-「2」-(2)-③ 各種保育サービスの充実	保育環境の整備を進めるとともに、「田原本町次世代育成支援後期行動計画」に基づき、各種保育サービスの充実に努めます。

取り組み指標

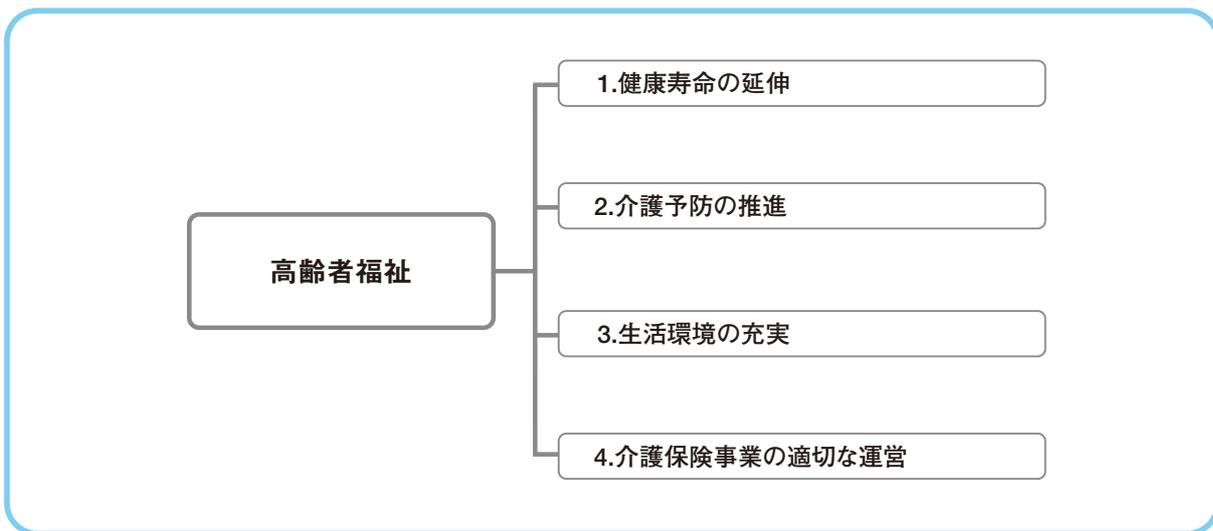
指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
通常保育利用者数	497人	514人	578人	↗	630人
保育所待機児童数	0人	9人	6人	↘	0人
学童保育利用者数	169人	196人	175人	↗	235人

※通常保育については、町外保育園利用者を含む



政策3 高齢者福祉

健康の保持・増進、介護保険サービスの充実、住環境の整備など、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるような社会づくりを進め、また、高齢者がその活力を十分に発揮できる環境の整備に努めます。



■ 高齢者の状況

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
高齢者数		6,988人	7,298人	7,533人	7,774人	7,891人	7,966人
高齢化率	田原本町	20.9%	22.0%	22.7%	23.6%	23.9%	24.2%
	奈良県	20.4%	21.3%	22.1%	23.0%	23.4%	23.8%
	国	20.8%	21.5%	22.1%	22.7%	23.1%	23.3%

資料：長寿介護課（各年10月1日）

トピックス

介護予防出前講座

町の地域包括支援センターでは、平成19年度より、地域に理学療法士等が出向き、介護予防の普及啓発講座、相談等を行っています。

地域住民への介護予防の理解を進め、地域ぐるみで要介護・要支援への移行を遅らせ、地域で高齢者を支えていくネットワークづくりと高齢者の自立支援・介護予防の啓発を行っています。



<介護予防出前講座>



施策1. 健康寿命の延伸

施策の方針

医療機関や関係機関と連携を図るとともに、住民一人ひとりが「かかりつけ医」を持つなど、身近な医療機関の活用を進めます。また、地域活動やスポーツ・レクリエーション活動の機会の充実を図ることにより、健康で、生きがいを持って暮らせるよう地域での取り組みを進めます。

現状・課題

- 平均寿命が延びるなか、高齢者ができる限り元気で自立した生活を継続し、要介護状態になることを防ぐため、生きがいを感じる機会の確保が望まれています。
- 高齢者の社会参加を促し、高齢者が地域において生きがいを持って暮らせるような環境づくりを図るため、老人クラブ活動やシルバー人材センターの運営支援、敬老事業を実施するとともに就労対策の推進を図っています。
- 高齢者が目標や生きがいを持ち、積極的に社会参加することは自らの介護予防につながるのと同時に、高齢者のマンパワーを活用できる機会をつくることにつながるため、今後も高齢者の意欲や能力を活用する機会を確保していくことが必要となっています。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「3」-(1)-① 健康づくりの推進	健康寿命をできる限り延ばし、生涯を通じた健康づくりができるよう支援します。また、高齢者が健やかに生きがいを持って、健康の保持・増進が図れるよう、健康づくりに関する活動の機会を増やします。
1-「3」-(1)-② 就労支援・社会活動への促進	社会参加活動を通じて、高齢者の生きがいづくりや、健康づくりを推進するとともに、経験・知識・技能を活用できる機会を増やします。また、シルバー人材センターの雇用確保を支援します。
1-「3」-(1)-③ 交流の促進	高齢者が目標や生きがいを持ち、積極的に社会参加することは、自らの介護予防につながるのと同時に社会全体の活性化につながるため、高齢者の経験・知識・技能を活かし、充実した生きがいづくりができるよう、同年代層の交流機会の促進に努めます。
1-「3」-(1)-④ ボランティア活動の促進	高齢社会を支えることができる貴重なマンパワーであり、高齢者の意欲や能力を十分発揮し実践できるよう、社会福祉協議会と連携しボランティア学習の機会を通じて人材育成を推進します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
老人クラブ加入者数	4,253人	4,198人	4,291人	↗	4,350人
シルバー人材センター会員数	353人	355人	338人	↗	370人
ボランティア団体登録数	33団体	36団体	31団体	↗	35団体

施策 2 . 介護予防の推進

施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して、健康で生きいきと暮らすことができるよう、介護予防や介護サービスを充実するとともに、利用促進を図るため、情報の周知徹底を図ります。

現状・課題

- 現在の介護保険制度は自立支援を目的とした予防重視型に移行されています。今後も広報紙などを活用し、介護予防に関する知識の普及に努める必要があります。
- 要支援・要介護状態の予防と重度化の抑制を図るため、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防等を、一次予防事業・二次予防事業・任意事業として数々の介護予防事業を展開しています。
- 介護予防事業の認知の低さ及び必要性の理解が得られないことからの参加者数の低迷を打開する必要があります。
- これまでの介護予防事業を個人あるいは生活基盤である地域で広めていくために、効果的な介護予防プログラムについて、周知していくとともに、地域において継続した介護予防の取り組みができるよう支援していく必要があります。
- 介護予防への取り組みを進めていくとともに、要介護状態になっても医療・介護・福祉・生活支援などが切れ目なく、一体的に提供される地域包括ケアの構築のためのネットワークづくりが必要となっています。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「3」-(2)-① 地域包括支援センターの強化・充実	自立支援の理念に基づき、要介護状態にならないための取り組みや要介護状態になっても、住み慣れた生活圏域を中心として包括的・継続的な支援ができるよう、ケアマネジメント体制や地域の相談・調整の支援、地域包括支援センターの強化・充実を図ります。
1-「3」-(2)-② 地域支援事業の推進	要支援や要介護状態に陥らないよう、介護予防事業を効果的に進めるために、二次予防対象者に対して実施している運動器機能・口腔機能向上、栄養改善、閉じこもり等の予防に対して、地域での継続した介護予防の取り組みを推進します。
1-「3」-(2)-③ 予防給付の推進	要支援状態にある高齢者の状態の改善や重度化予防を目的とした生活環境の改善に努めるとともに、要介護状態に陥らないよう介護保険サービスだけでなく、自立支援に向けたケアプランの作成を推進します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
介護予防教室参加者数	677人	465人	685人	↗	720人
介護予防講演会参加者数	173人	169人	198人	↗	220人
高齢者スポーツ大会参加者数	303人	302人	288人	↗	320人
要介護認定者率(高齢者人口比)	16.2%	15.2%	15.1%	↘	14.3%



施策3 生活環境の充実

施策の方針

誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民の福祉に対する理解と参加を促すとともに、共に支え合い、助け合う地域の福祉ネットワークの形成を図ります。

現状・課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者、家族と同居しているが昼間は一人という高齢者が増加しており、高齢者問題も多様化しています。
- 認知症高齢者が増えるなかで、高齢者の権利擁護や成年後見制度の活用に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 要支援・要介護状態にある高齢者が在宅で生活ができるよう、各種の居宅介護サービスの充実を図っています。また、在宅生活を可能にするため、地域密着型サービス事業としてグループホームや小規模多機能型居宅介護を整備しています。
- 地域で自立して生活するため、多様な福祉サービスの充実や人材育成が必要となっています。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「3」-(3)-① 総合相談・権利擁護体制の充実	高齢者が相談を容易にでき、適切なサービスにつなげられるよう、相談窓口の周知を行い、社会福祉協議会や在宅介護支援センターなど関係機関との連携に努め、相談からサービス提供までを円滑に進めます。
1-「3」-(3)-② 地域ケア体制の充実	地域包括支援センターを核として、地域の医療・福祉・介護など関係機関との連携を図りつつ、地域の高齢者を支援します。また、地域で高齢者を見守り、共に支え合う地域ケア体制の仕組みづくりを支援します。
1-「3」-(3)-③ 福祉サービスの充実	支援や介護を必要とする高齢者を地域で支援していくため、公的サービスだけでなく、生活支援サービスについても充実が必要であり、人材育成についても社会福祉協議会との連携により地域活動の推進に努めます。
1-「3」-(3)-④ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているなかで、地域での支援体制の充実が必要となっています。地域で安心して自立した生活が継続できるよう、地域の見守り支援ネットワークづくりを支援します。
1-「3」-(3)-⑤ 認知症高齢者への支援	早い段階で認知症に気付き、治療やサービス利用を勧めるために、認知症疾患センターなど専門医療機関の情報提供を行い、認知症の早期発見に努めるとともに、適切なサービス利用につなげるよう支援します。
1-「3」-(3)-⑥ 自立生活が可能で生活環境の整備	住み慣れた在宅での生活を継続するため、介護保険サービスを利用した住宅環境の整備に努めます。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
ひとり暮らし老人等配食サービス利用者数	51人	46人	46人	→	55人
ひとり暮らし老人等緊急通報装置利用者数	64人	58人	58人	→	65人
包括支援センター相談件数	248件	407件	422件	→	460件

施策 4 . 介護保険事業の適切な運営

施策の方針

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケア体制の構築に努めます。

現状・課題

- 高齢化が進むなかで、介護保険制度が定着し、介護サービスを受ける高齢者の数も着実に増加しています。今後は、サービスの質の確保・向上を図りながら、給付と負担のバランスを確保していくことが求められています。
- 介護保険事業計画に定めた各サービスの種類ごとの必要量と供給量の把握を行いながら、サービスの必要な高齢者が安心してサービスを受けられるよう、相談窓口の充実を図っています。
- 介護サービスの必要な高齢者に適正な介護保険サービスを提供していくため、介護保険制度に係る認定の適正化やケアプランの適正化に向けた取り組みを進めています。
- 低所得の要介護者が、社会福祉法人などが提供する介護保険サービスを利用し、法人が対象者の利用者負担額を軽減した場合、軽減に要した費用の一部を助成し、負担軽減に努めています。
- 介護保険財政の安定的運営のため適正な保険料の収納に努める必要があります。そのためにも、介護保険給付の適正化に向け、被保険者にも給付通知などにより周知していくとともに、事業者へはケアプランの適正化を進めていきます。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「3」-(4)-① 計画の着実な推進	介護保険制度を円滑に進めるため、被保険者やサービスの提供者側にも制度の理解を周知するとともに、適正かつ効果的な介護保険サービスの利用を図ります。
1-「3」-(4)-② 適正な要介護等認定の実施	介護保険の申請をされた利用者が、認定調査と認定審査に基づき、適正な要介護認定につながるよう、認定に関わるものに対し、研修の機会を確保し、質の向上に努めます。
1-「3」-(4)-③ 適切なケアマネジメントの実施	要介護状態への悪化防止と生活の質の向上を図るため、医療・介護・福祉関係者との連携を図りながら、高齢者の自立支援に向けた適切なマネジメントのもと、総合的なサービスの提供を行います。
1-「3」-(4)-④ 利用者等の支援	介護保険制度が定着して、サービスの提供が円滑に行われているなかで、必要時に利用者が安心してサービスを利用できるよう、介護保険制度の情報提供に努めます。

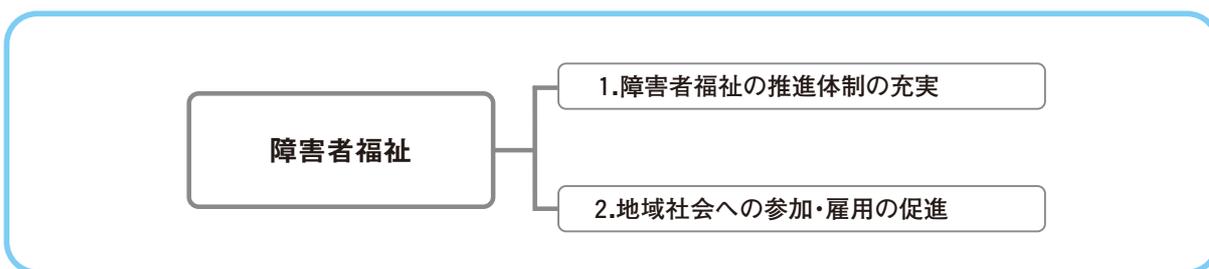
取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
ケアマネジャー研修会実施回数	10回	6回	3回	→	6回
地域ケア会議実施回数	4回	6回	7回	→	10回



政策 4 障害者福祉

障害のある人が住み慣れた地域において生活することができる環境を整備するため、保健・福祉サービス施策の充実を図るとともに、自立と社会参加の促進に努めるなど、総合的かつ体系的な障害者福祉施策の展開を図ります。



■ 各障害者手帳所持者数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障害者手帳所持者数	1,096人	1,098人	1,151人	1,196人	1,215人	1,244人
療育手帳所持者数	160人	156人	169人	179人	186人	197人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	49人	46人	55人	57人	68人	73人

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

トピックス 障害者相談支援事業

町では、地域で暮らす障害のある人や家族などからの相談を受ける障害者相談支援事業を行っています。

地域で安心した日常生活、社会生活が送れるよう、障害のある人や家族からのさまざまな相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関等との連絡調整、権利擁護のために必要な支援等を行っています。



施策 1 . 障害者福祉の推進体制の充実

施策の方針

障害に関する知識や諸問題について啓発を行い、障害や障害のある人に対する住民の理解や各種相談支援の充実・促進を図ります。

現状・課題

- 福祉・保健・医療・教育・雇用などの各関係機関で障害に関するさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供を行い、関係機関と連携し必要な支援の提供に努めています。
- 障害のある人一人ひとりが、地域で自立した生活を送ることができるために必要な支援体制やサービスを提供するには、相談支援事業の充実や自立支援協議会の活発な運営などが求められています。
- 障害のある人の地域生活を支えるため、「障害者自立支援法」に基づき、介護給付や訓練等給付、地域生活支援事業などの障害福祉サービスを提供しています。今後もニーズに応じた障害福祉サービスを提供できるよう、基盤整備を進めるとともに、今後、見込まれる法改正に伴う新たな障害福祉サービスの提供体制を構築することが課題となります。
- 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のそれぞれの障害の特性や対応の仕方について、住民の理解を図るとともに、就労や社会参加が可能な環境づくりを進める必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「4」-(1)-① 相談支援体制の充実	相談支援事業の充実や地域の身近な協議の場である磯城郡地域自立支援協議会の運営の活性化を図ることで、身体・知的・精神障害における地域の相談・支援体制づくりの充実をめざします。
1-「4」-(1)-② 啓発・広報の充実	広報紙、講座等により、ノーマライゼーションの意識を啓発し、障害のある人(児)に対する正しい理解と認識を深めます。
1-「4」-(1)-③ 医療・保育・教育等関係機関との連携体制の確立	障害のある人の自立を支援するため、施設入所や入院から地域生活に移行していけるように、医療機関及び各種関係機関等との連携により、地域移行を支援します。また、障害のある子どもに対しては、在宅療育や保育に関する相談・助言を行うとともに、保育・教育の関係機関との連携を強化するなど、関係機関との連携体制の確立をめざします。
1-「4」-(1)-④ 障害福祉サービスの適切な実施	障害者の在宅生活を支援するため、利用者の状況やニーズに対応した自立支援給付や地域生活支援事業等によるサービスの確保及びサービスの提供体制の充実を図ります。
1-「4」-(1)-⑤ 権利擁護・成年後見制度の推進	障害者がひとりの人間として誇りと尊厳を持って生活できるよう、障害者の虐待を防止するため、障害者虐待防止法の趣旨などに関する理解などを深めるための啓発を進めます。また、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でない人に対して、日常生活の自立を支援する地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及と利用支援に取り組みます。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
自立支援協議会開催数	—	—	—	↗	12回
移動支援事業利用者数	28人	44人	51人	↗	57人



施策2. 地域社会への参加・雇用の促進

施策の方針

障害者団体などによる自主的な活動への支援や地域住民との交流機会の充実を図り、障害のある人が社会に参加する機会の拡充に努めます。障害のある人の就労に向けた訓練の場の提供や相談支援など関係機関と連携を図りながら、就労支援に取り組みます。

現状・課題

- 経済的、社会的に自立し生きがいのある生活を送ることができるよう、就労を希望する障害者に対し必要な訓練を行う就労移行支援・就労継続支援等のサービスの適切な利用促進を図っています。
- 障害のある人が地域のなかで共に生活するためには、社会参加の促進が第一歩となります。そのために文化・スポーツ・レクリエーション活動を促進しています。
- 就労を促進するためには、事業所への雇用促進の啓発が必要であり、ハローワーク、県、就労支援事業所、学校等関係機関との連携を強化して取り組む必要があります。
- 知的障害、精神障害のある人など、判断能力にハンディキャップを有する人が地域で安心して生活できるよう、社会参加や雇用の促進を図るとともに、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業を推進しています。

主要な取り組み

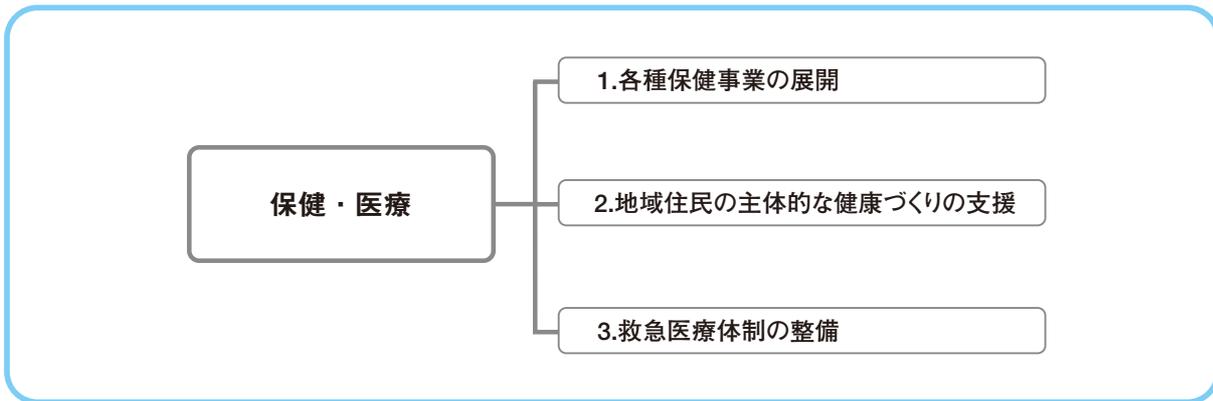
取り組み	内容
1-「4」-(2)-① 社会参加の機会の拡大	障害のある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動などを推進します。また、屋外での移動が困難な障害のある人や聴覚や言語障害のある人など、障害のある人の社会参加を促進するための支援を行います。
1-「4」-(2)-② 雇用・就労への支援	障害のある人の就労に対する理解を深めるため、自立支援協議会の充実を図り、連携し、啓発に努めます。また、就労に向けた訓練等のサービス利用を進め、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害のある人一人ひとりの意欲や障害特性に応じた雇用、就労を支援します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
就労移行支援利用者数	0人/月	0人/月	1人/月	→	7人/月
就労継続支援(A型B型)利用者数	0人/月	8人/月	27人/月	→	49人/月

政策 5 保健・医療

保健・医療体制の整備を図り、すべての住民が地域で生涯にわたり、安心して暮らすことができるよう、各種健康相談や健康診査内容の充実を図り、保健・医療サービスのさらなる強化に努めます。



■ 各種健診の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
胃がん検診	367人	365人	331人	382人	390人
子宮がん検診	220人	297人	291人	550人	596人
乳がん検診	179人	305人	210人	631人	544人
肺がん検診	245人	233人	218人	236人	262人
大腸がん検診	456人	443人	391人	457人	457人

資料：健康福祉課

■ 医療機関の状況

	施設数	病床数	医師数
病院	2箇所	320床	38人
一般診療所	18箇所	49床	18人
歯科診療所	12箇所	0床	12人
計	32箇所	369床	68人

資料：健康福祉課（平成23年4月1日現在）



施策1. 各種保健事業の展開

施策の方針

身近な地域における健康教室や講演会、健診や保健指導、各種相談事業の充実を図り、個人・家庭から地域へと広がる健康づくりを進めます。

現状・課題

- 本町では、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患の死亡原因が多くを占めています。心疾患、脳血管疾患については生活習慣病、特にメタボリックシンドロームが大きな起因となっています。
- 子どもの減少、核家族化、地域の支援網の希薄化、一人親家庭や支援者のないなかでの子育てなど、子育て環境が大きく変化しています。また、教育現場では発達障害など特別な支援を必要とする子どもたちの増加やその支援のあり方が問題となり、乳幼児期からの発達支援の充実が求められています。
- 「健康たわらもと21」の実施期間が平成24年度となっており、計画の評価を行うとともに、次の健康づくりの指針となるものを位置付ける必要があります。
- 支援や見守りが必要な家庭においては、個別に家庭訪問による相談指導を行うなど、今後は訪問事業の拡大充実が求められます。
- 心の健康づくりを推進する必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「5」-(1)-① 成人保健	「健康たわらもと21」の評価を行い、次期の健康づくり施策を検討します。がん検診の受診率向上のための住民への啓発方法を検討します。
1-「5」-(1)-② 母子保健	支援の必要な保護者、乳幼児のニーズを早期にキャッチし、早期対応・継続支援していくための仕組みづくりを行います。子どもたちを取り巻く保健・福祉・教育・地域との連携をさらに深め、地域の支援網を発展させる取り組みを推進します。また、発達支援に関しては乳幼児から学童期にスムーズな引き継ぎができる仕組みづくりを行います。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
4か月児健診受診率	96.5%	93.5%	95.3%	↗	100.0%
胃がん検診受診人数	367人	331人	390人	↗	540人
大腸がん検診受診人数	456人	391人	457人	↗	1,020人
肺がん検診受診人数	245人	218人	262人	↗	370人

施策 2 . 地域住民の主体的な健康づくりの支援

施策の方針

住民が主体となって健康づくりを実践、継続できるよう健康づくりに関する知識を深め、参加を促すとともに、地域のネットワークづくりを支援します。

現状・課題

- 健康づくりを推進していくために、養成講座を修了した推進員が活動しています。
- 健康づくりをより多くの地域住民に啓発、推進していくためには、住民が自主的に活動するグループが不可欠となっています。
- 健康づくりを推進していくためには、推進員の活動が不可欠であることから、保健事業との連携等により活動支援していく必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「5」-(2)-① 健康づくり推進員の活動支援	養成講座を開催して推進員を増員するとともに、知識向上のための学習会・研修会等を実施します。また、保健事業と推進活動の連携を図り、活動支援を行います。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
食生活改善推進員協議会活動回数	63回	67回	71回	↗	80回
健康づくり推進員協議会活動回数	90回	85回	159回	↗	180回



施策3. 救急医療体制の整備

施策の方針

医療機関や関係機関の連携を図るとともに、住民一人ひとりが「かかりつけ医」を持つなど、身近な医療機関の活用を進めます。

現状・課題

- 町には18の医院と12の歯科医院、国保中央病院ならびに奈良県総合リハビリテーションセンターがあり、医療機関の数としては充実しています。
- 休日、夜間等の救急医療体制の安定的な確保ならびに、適正医療（一次救急と二次救急の区別等）の周知と理解が必要となっています。
- 磯城休日応急診療所が保健センターとともに奈良県健康づくりセンター屋内プール跡に移転し、構成団体に平成24年度から広陵町も加わりました。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「5」-(3)-① 一次医療体制の整備	磯城休日応急診療所の充実と橿原市休日夜間応急診療所や、県が実施している救急安心センターダイヤル等の利用を住民に周知・啓発します。
1-「5」-(3)-② 二次・三次医療体制の整備	一次救急か二次救急かの判断（さらに重症の場合は三次救急という流れ）について住民への周知と理解を図ります。また、桜井地区病院群輪番制病院運営事業や小児科二次救急輪番制の充実に向けて、県と連携していきます。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
磯城休日応急診療所 患者数	874人	808人	679人	↗	800人



政策 6 生活福祉

生涯を通じて、その人らしく、安心して、健やかに充実した生活を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用、また低所得者に対する相談支援の充実を図ります。



■ 国民健康保険の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
加入世帯	5,725世帯	5,726世帯	4,526世帯	4,521世帯	4,671世帯
被保険者数	11,624人	11,481人	8,775人	8,692人	8,920人
保険給付費	24.9億円	24.9億円	24.2億円	24.8億円	24.8億円

資料：住民保険課





施策 1. 国民健康保険の充実

施策の方針

被保険者が安心して医療を受けられる国民健康保険の健全な運営を図るため、財源の確保、被保険者の疾病予防や健康増進に努めます。

現状・課題

- 国民健康保険は、近年の急速な高齢化や医療の高度化により医療費が増大するなか、被保険者の構造的な問題や経済情勢により、財政的にますます深刻な状況となっており、その解決を図ることが緊急の課題となっています。
- 現在、国において医療保険制度の抜本的改革が進められていますが、国民健康保険制度の維持及び安定的運営を確保し、安心して医療サービスを受けることができる制度を維持していくよう、国・県に要請をしていく必要があります。
- 被保険者の健康の保持・増進のために、予防医療を中心とした人間ドック・脳ドック、特定健康診査等保健事業の充実を図る必要があります。
- 住民の健康生活の向上と医療費の抑制の観点から、疾病の予防、重症化の防止等、健康づくりを推進していく必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「6」-(1)-① 国民健康保険の健全な運営	国民健康保険の安定した運営のため、収納対策の強化に取り組みます。また、被保険者の疾病予防や医療費の抑制のため人間ドック・脳ドック・特定健康診査の充実を図ります。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
特定健康診査受診率	—	19.2%	19.6%	↗	35.0%
1人当たりの医療費	379,574円	278,304円	290,010円	→	290,000円

施策 2 . 社会保障の充実

施策の方針

年金の相談や広報活動を行い、年金制度を周知し、保険料納付の促進を図り、無年金者の防止に努めます。

また、低所得者の経済的な自立と生活意欲の助長を図るため、関係機関との密接な連携のもと、実態を的確に把握しながら、相談・指導などの支援サービスの充実を図ります。

現状・課題

- 国民年金は、長い老後の生活において、また障害者や遺族となったときに、その生活の基礎的な部分を生涯にわたって保障する制度として、国民生活に必要不可欠な制度です。
- 年金制度の改正では、その基本的な考えとして、国民皆年金を堅持し、現役世代の負担が過大とならないよう配慮しつつ、基礎年金に対する国庫負担割合の引き上げや将来の保険料水準を明らかにし、長期的に給付と負担の均衡を図っていくこととされました。
- 急速に進展する少子化・高齢化や厳しい経済情勢、年金制度の将来に対する不安感など、これからの年金制度の動向をふまえつつ、国民年金の未加入者と保険料未納者の問題を解決することが強く求められています。
- 国民共通の基礎年金制度の理念のもと、加入対策や学生納付特例制度、免除制度などのさらなる周知を図り、受給権の確保に努めています。
- 生活保護については、相談時にその状況を聞き取りし、生活保護制度の説明及び他施策の活用等を助言するとともに、要保護者に対しては速やかに福祉事務所に通報し適正保護につなげています。
- 昨今の雇用不安が長期化することにより、若年層でも安定した生活が厳しい状況にあるなか、生活困窮の相談が増えることが考えられます。相談事業を強化し、必要に応じて生活保護につなげることにより、安定した生活環境のなかで、自立に向けた支援をしていく必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
1-「6」-(2)-① 適正加入・納付意識の啓発	広報などを通じて、国民年金制度の周知・PRに努めるとともに、日本年金機構との連携・協力を強化し、適正加入、納付意識の啓発に努めます。
1-「6」-(2)-② 相談・指導の充実	要保護者世帯単位の自立・生活意欲助長に向けて、実施機関・民生児童委員等と連携し相談事業を充実します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
生活相談件数	60件	60件	89件	→	120件

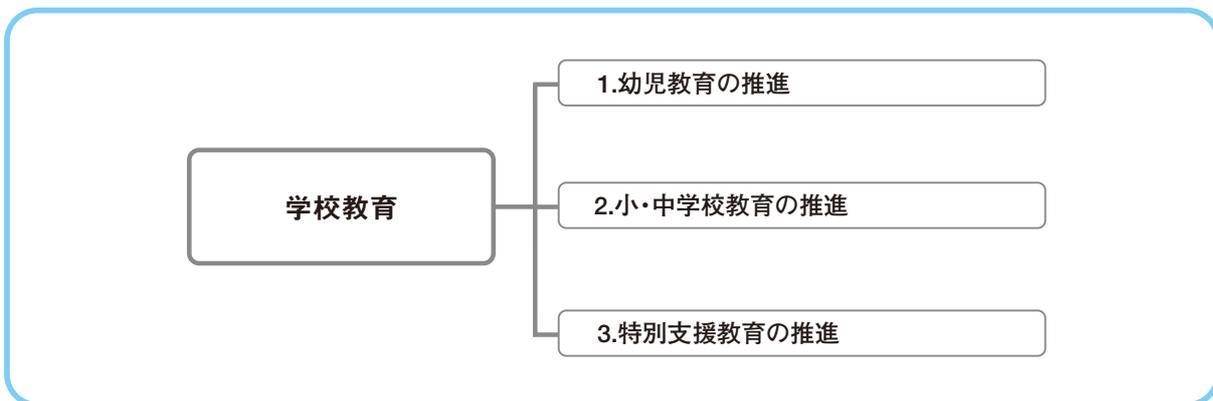


人が生きいきと輝くまなびのまちづくり

住民一人ひとりが個性豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう、学校教育の充実を図るとともに、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進します。また、生涯にわたって日常生活のなかで楽しむ生活文化としてスポーツ活動を活発に実施し、地域社会におけるさまざまな活動を通じて、青少年の豊かな人間性を育みます。さらに、住民の自主的な文化活動を積極的に支援し、多彩で個性的な住民文化を創造します。

政策1 学校教育

のびのびとした環境のなかで確かな学力を身に付けられるよう、指導の充実を図るとともに、新たな時代に適応した教育をはじめ、地域学習、人権教育など総合的な学習の充実を図り、生きる力や創造力、思いやりの心を持った人間性豊かな児童生徒の育成に努めます。また、心身の健やかな発達を促すため、健康・安全教育の充実を図ります。



■ 園児・児童・生徒数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
幼稚園	575人	545人	505人	472人	457人	432人
小学校	1,873人	1,830人	1,817人	1,790人	1,785人	1,825人
中学校	900人	889人	894人	864人	839人	786人

資料：教育総務課（各年5月1日）



施策1. 幼児教育の推進

施策の方針

小学校就学前教育としての位置付けのもと、幼児一人ひとりの個性を伸ばし、個々の発達段階に応じた教育を充実させるため、地域の自然や歴史・文化などとのふれあいを通じた幼児教育を推進します。

現状・課題

- 本町の幼稚園は5園ありますが、近年の少子化などの影響により園児数は年々減少していく傾向にあり、効率的な園運営に努める必要があります。
- 就園については、少子化や女性の社会進出など、幼児を取り巻く環境の変化を受けて、平成12年度より3歳児からの就園を実施し、幼児の発達・活動に適した環境づくりや子育て支援の充実に努めています。
- 今後は、幼保小の連携を図り、さらに教育内容などの充実に努め、保護者のニーズに対応した子育て支援を展開する必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「1」-(1)-① 幼児教育環境の整備	3歳児から始める幼稚園教育を生涯学習のスタートと位置付け、これにふさわしい教育内容を検討し、充実を図ります。
2-「1」-(1)-② 就学前教育の推進	子どもを中心とした、うるおい豊かな就学前教育を推進するため、各園が特色ある園経営に努めるとともに、保育園・幼稚園・小学校との連携を図ります。
2-「1」-(1)-③ 安心・安全な幼児教育環境の創出	老朽化がみられる施設を計画的に改修し、安心・安全な幼児教育環境の整備に努めます。
2-「1」-(1)-④ 幼児教育の支援	少子化や女性の社会進出がもたらす幼児への影響を考慮し、心身の発達段階に応じた自立性や情操を育む機会を地域社会・家庭・行政が協力して拡充しています。また、保護者が孤独感に陥ることなく、親同士が交流し、子育てに関する相談ができる場づくりを図ります。また、幼稚園の保育時間終了後において、保護者の子育てを支援する施策を検討します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
保育園・小学校との連携回数	—	—	29回	↗	58回

施策2. 小・中学校教育の推進

施策の方針

児童・生徒が将来を見据え、意欲的に学習に取り組むことができるよう、教育内容や教育環境の整備に努め、安全に教育を受けることができる環境を整えます。

現状・課題

- 本町の小学校は5校、中学校は2校あり、それぞれに特色のある学校づくりに取り組んでいます。
- 少子化などの影響により児童・生徒数は年々減少していく傾向にあり、適正な集団教育の欠如などの問題もあり、効率的な学校運営に努める必要があります。
- 各中学校では、将来にわたる進路指導の一環として職業体験を実施するなど、児童・生徒の心豊かな人間性を育み、確かな学力を身に付けられるような学習指導を行っています。
- スクールカウンセラーやいじめ不登校対策支援員などを配置し、いじめ不登校の解消に取り組んでいます。
- 今後も一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会のさまざまな変化に生涯を通じて主体的に対応できる生きる力の育成や体験活動の充実などきめ細かな指導を行う必要があります。
- ふるさと田原本に愛着を覚える教育の充実（ふるさとかるたの活用）を図っています。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「1」-(2)-① 教育環境の整備	幼・小・中の指導内容の系統性・発展性に留意し、基本的事項を確実に身に付けるように指導します。
2-「1」-(2)-② 職業観や人生観の醸成	子どもたちが自ら考え、学習し、判断する力を身に付けるよう、社会体験・職業体験・自然体験等の取り組みを継続します。また、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的を持ち、自分の意思と責任で進路を選択決定できるよう、進路指導、キャリア教育も含めて取り組みます。
2-「1」-(2)-③ 人権意識の醸成	人権教育資料の活用の充実等により、あらゆる差別を許さない意識を育ていくとともに、道徳教育の充実を図ります。
2-「1」-(2)-④ 教育体制の確立	各学校における教育活動等の状況について、適切に評価を行い教育の質を保証し、不断の検証を図るとともに、学校の情報を公開して説明責任を果たします。また、教職員の資質向上をめざし、養成・研修・評価等の全体を通じた改革を進めます。
2-「1」-(2)-⑤ 安心・安全な教育環境の整備	近い将来発生が予想される、東南海・南海地震に対する校舎等の耐震補強を年次計画に基づき、老朽化した校舎の大規模改修等、施設環境整備を計画的に実施します。
2-「1」-(2)-⑥ 関係機関との連携	いじめ、不登校問題に関し、地域や関係機関等との協力体制を拡充します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値（H28年度末）
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
小学校校舎等耐震化率	30%	43%	60%	↗	100%（H27年度末）
中学校校舎等耐震化率	50%	67%	83%	↗	100%（H27年度末）
小学校不登校児童数	10人	5人	7人	↘	4人
中学校不登校生徒数	17人	23人	21人	↘	11人



施策3. 特別支援教育の推進

施策の方針

障害のある子どもなど、特別な支援を要する幼児・児童・生徒の教育の充実を図ります。

現状・課題

- 本町では現在すべての学校に特別支援学級があり、個々人に応じた指導を図り、自立するために必要な基礎・基本を身に付け、生活能力を高めることができるよう、特別支援学級の内容充実と運営の強化に努めています。
- 関係機関との連携による保護者との教育相談や就学時等には医師・学識経験者・教育関係者・行政関係者によって構成される就学指導委員会を設け、心身に障害を有する幼児・児童及び生徒に適正な就学指導を行っています。
- すべての学校に特別支援教育支援員また幼稚園には加配教員を配置し、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもにきめ細かな支援を行っています。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「1」-(3)-① 適切な教育の推進	幼・小・中学校における障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、柔軟に教育にかかる支援を行います。 通級指導教室として「ステップ教室」を開設し、軽度発達障害を有する子どもの支援の充実を図ります。
2-「1」-(3)-② 就学の支援	障害のある子どもの就学については、就学指導委員会などの専門機関の援助による指導の充実を図ります。

取り組み指標

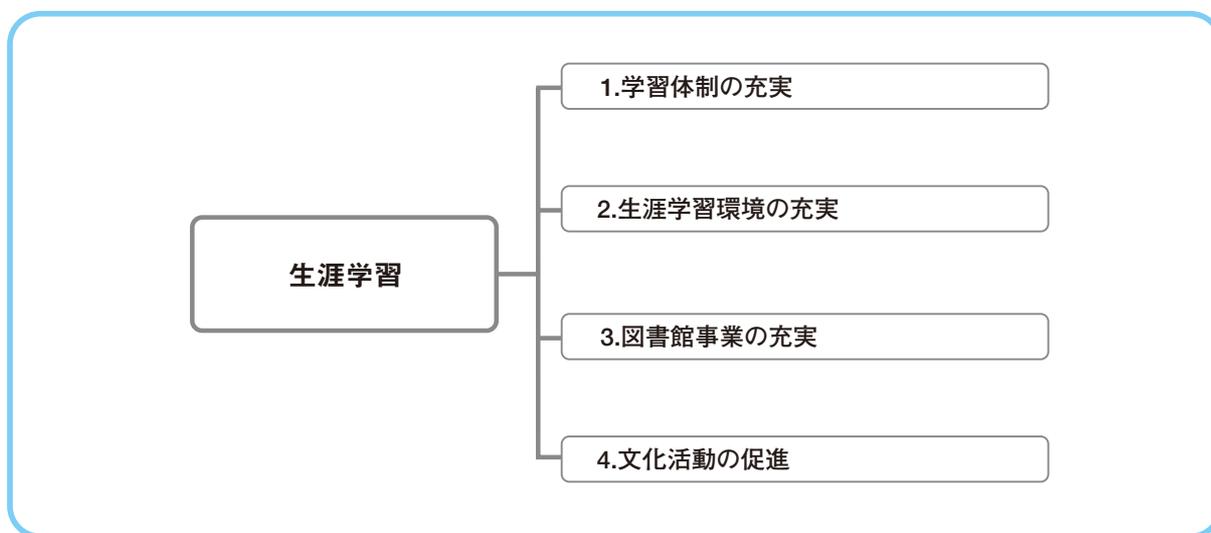
指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
通級指導教室活用者数	—	—	6人	→	12人

政策 2 生涯学習

社会教育をはじめ、家庭教育、学校教育などにおけるすべての分野を生涯学習の一環として捉え、学習機会の拡充に努めます。

また、田原本青垣生涯学習センターなど生涯学習拠点施設の活用促進や、既存施設の充実を進めるなど、学習環境の充実を図るとともに、地域における生涯学習を担う人材の発掘と育成に努めます。

さらに、生涯学習施設と学校教育等との連携を強化するとともに、情報のネットワーク化を推進し、一体的な生涯学習推進体制を整備します。



■ 図書館の蔵書数と利用状況

	蔵書冊数 (図書)	登録者数	貸出冊数		貸出者数		
			児童書	一般書	児童	一般	団体等
平成18年度	143,666冊	18,442人	172,670冊	352,987冊	21,769人	94,879人	506団体
平成19年度	151,074冊	21,208人	171,673冊	364,951冊	19,435人	96,487人	475団体
平成20年度	158,743冊	23,947人	183,299冊	398,388冊	19,744人	103,309人	610団体
平成21年度	164,173冊	26,667人	177,049冊	405,753冊	17,811人	104,256人	840団体
平成22年度	168,640冊	29,047人	181,059冊	391,817冊	17,192人	101,243人	1,339団体

資料：図書館



施策1. 学習体制の充実

施策の方針

学びたい人が学びたいときに学べるよう、各種広報媒体を活用し、生涯学習に関する情報提供や相談支援を行い、各種講座や教室、サークル等の充実を図ります。

現状・課題

- 地域・学校・関係団体の協力を得ながらイベントや事業、講座を開催していますが、参加者の固定化、高齢化により、講座や教室の開催数が少なくなっています。
- 公民館学習では、教室を3年間続けた者には自主サークル化をめざし、3年ごとにサークル化を図る計画を実施し、学習への自主性を奨励し、活性化を図っています。
- 平成21年から子ども文化教室を開催し、子どもの課外活動を支援しています。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「2」-(1)-① 生涯学習の情報提供	イベントや教室、サークルの内容などの情報を、館内掲示やチラシの配布、ホームページへの掲載等により提供の拡充を図ります。
2-「2」-(1)-② 世代間交流の促進	学校支援事業などを通じて、地域や学校と連携して世代間の交流の促進を図ります。
2-「2」-(1)-③ 各種講座の開催	青少年健全育成、公民館学習において、子どもを対象にした各種教室の充実を図り、参加者の増加に努めます。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
子ども文化教室参加者数	—	—	1,018人	↗	1,100人
子ども文化教室開催数	—	—	59回	→	59回



施策 2 . 生涯学習環境の充実

施策の方針

住民の身近な学習の拠点として、田原本青垣生涯学習センターの利用の推進を図るとともに、学習活動の活性化など活動内容の充実を図ります。

現状・課題

- 平成16年に田原本青垣生涯学習センターが開館し、公民館・弥生の里ホール・図書館を住民の活動の場所として提供しています。
- 学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において、地域住民のスポーツ活動に開放しています。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「2」-(2)-① 生涯学習施設利用の促進	広報・インターネットなどにより引き続き利用者の増加を図るとともに、利便性の向上のため駐車場の増設整備を行います。
2-「2」-(2)-② 田原本青垣生涯学習センターにおける情報ネットワークの整備	公民館の利用情報をインターネットで検索できるようにするなど、情報ネットワークの推進を図ります。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
公民館の利用件数	5,470件	2,663件	2,365件	→	2,400件
学校開放利用件数	2,365件	2,656件	2,949件	→	3,000件





施策3. 図書館事業の充実

施策の方針

図書館については、住民の学習要求に応えられるよう、図書資料の収集や情報提供の充実など、図書館サービスの充実を図ります。

現状・課題

- 住民の自主的な学習活動への資料提供の要望が高まっています。
- 利用者や貸出冊数は、類似の市町村立図書館のなかでは依然として多いですが、町内住民の利用に関しては減少傾向にあります。
- 平成18年3月に「子ども読書活動推進計画」を策定し、計画に基づいて、学校や幼稚園・保育園とともに読書支援を行っています。
- ボランティアを積極的に活用するため、毎年ボランティア養成講座を行っています。
- 返却の利便性を高めるため、平成22年にブックポストを新たに2箇所（笠縫駅・田原駅前広場）設置するとともに、祝日にあたる月曜を開館に変更しました。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「2」-(3)-① 資料の充実	蔵書構成や住民からのリクエストを分析して、住民のニーズに応じた購入を行います。
2-「2」-(3)-② 図書館利用の促進	テーマ展示や図書紹介チラシを作成することで、図書館や蔵書を紹介する機会を設け、利用を促進します。また、魅力あるホームページの作成を行います。
2-「2」-(3)-③ 障害者サービスの充実	広報の音訳だけでなく、図書の音訳化や対面朗読を行います。また、年々ニーズが高まっている大活字本も積極的に購入していきます。
2-「2」-(3)-④ 学校等との連携	ボランティアによるお話配達や職員による読書指導、学校などとの連絡会等を行います。また、年1回の連絡会に関係団体としてボランティア団体にも参加してもらい、年間計画などを立案していきます。
2-「2」-(3)-⑤ 専門職員の育成	多彩な図書の相談業務に応じるため、専門的な知識や技術の向上をめざして、館内研修のみならず、県内外の図書館関係の研修会へ積極的に参加します。
2-「2」-(3)-⑥ 情報ネットワークの整備	図書館システムの更新を行いパソコン・携帯電話からの図書の検索・予約・貸出延長等ができるようにします。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
蔵書冊数	143,666冊	158,743冊	168,640冊	↗	199,000冊
貸出冊数	525,657冊	581,687冊	572,876冊	↗	582,800冊
登録者数	18,442人	23,947人	29,047人	↗	44,200人

施策 4 . 文化活動の促進

施策の方針

弥生の里ホールの利用推進を図り、住民が多様な文化・芸術活動に触れられる機会を充実していきます。

現状・課題

- 平成16年の弥生の里ホール開館以来、コンサートや講演会などの自主事業を開催し、住民に芸術文化鑑賞の機会を提供しています。
- 住民の芸術文化に対する意識は向上しつつあり、弥生の里ホールで、自主的に発表会を開催する回数が増加しつつあります。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「2」-(4)-① 文化活動の支援	引き続き、文化団体や社会教育関係団体の文化に関わる活動の支援を図ります。
2-「2」-(4)-② 地域文化の創造	弥生の里ホール・公民館学習の企画、運営に住民が参画できるよう検討します。
2-「2」-(4)-③ 創作活動への支援	文化団体等、広く住民が活動の成果を発表できる環境を整備します。
2-「2」-(4)-④ 文化鑑賞の充実	質の高い良質なイベントの開催を検討します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
弥生の里ホールの利用件数	327件	243件	237件	→	240件



政策3 スポーツ・レクリエーション活動

住民の健康や体力づくりへの関心の高まりに対応し、多様な参加機会の提供に努めながらスポーツやレクリエーション活動の振興を図ります。

また、スポーツ活動を通じ、地域におけるさまざまな交流と連携を創出していくため、団体や指導者の育成・支援を推進するとともに施設の利用促進を図ります。

スポーツ・
レクリエーション活動

1.スポーツに親しむ環境の整備

2.スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発

トピックス

健康スポーツの集い

子どもから高齢者まで、年齢に関係なく、気軽にスポーツを楽しめる場をつくるとともに、世代間交流を通して楽しく、遊び心を持ちながら健康スポーツの集いを実施しています。

実施月は6月、10月、2月の年3回で、バウンドテニスやディスコン、シャフルボードなど、月により種目をかえています。



<健康スポーツの集い>

施策 1. スポーツに親しむ環境の整備

施策の方針

住民が身近な地域で安全にスポーツが行えるよう、社会体育施設の維持・管理に努めます。

現状・課題

- 住民の健康増進や体力向上をめざすために、スポーツ施設の環境整備を促進しています。
- 住民のスポーツ活動の拠点として、各体育館、健民運動場及びテニスコートなどの環境の整備を行う必要があります。
- 住民の余暇時間の増大やスポーツに対する意識の高揚、また、新しいレクリエーションスポーツの増加に伴い、それに対応した施設の整備が必要となっています。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「3」-(1)-① スポーツ施設の利用促進	町内にどのような施設があるかをわかりやすくまとめたパンフレットを作成し、住民の施設利用の促進を図ります。
2-「3」-(1)-② まち全体のスポーツ施設の充実	各体育施設の維持補修などの充実に図り、「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツできる環境を整備します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
体育館利用件数	1,681件	2,207件	2,505件	→	2,500件
テニスコート利用件数	1,623件	1,744件	1,546件	→	1,600件
健民運動場利用件数	368件	314件	250件	→	250件





施策2. スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発

施策の方針

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の住民が、多種多様なスポーツに親しめるよう、関係機関等と連携し、スポーツや運動する機会の提供を図ります。

現状・課題

- 都市化の進展や生活の利便性の向上などによって、運動機会の減少や体力の低下が指摘されています。
- 自由時間の増大、少子高齢社会を背景として、競技スポーツから心身のリフレッシュ、仲間づくりまで、スポーツ・レクリエーションの目的や活動内容が多様化してきているなか、住民が自主的に行うスポーツ活動を支援するとともに、気軽に、継続的にスポーツをすることができる環境づくりが求められています。
- 今後、住民が持っているスポーツに対する潜在的な関心や興味を引き出す取り組みを行い、身近に気軽に取り組めるスポーツ環境やそれらの情報が手軽に入手できるような取り組みを検討し、全町をあげてスポーツ事業の振興を図る必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「3」-(2)-① イベント・教室などの開催	住民のスポーツ参加意欲の高揚を図り、子どもから高齢者まで広く交流の場が得られるよう各種教室・イベントなどを開催します。
2-「3」-(2)-② スポーツ団体の支援	既存のスポーツ団体及び総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。
2-「3」-(2)-③ スポーツ推進計画	国が定めるスポーツ基本計画を参酌し、本町の実情に即したスポーツの推進を図ります。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
健康スポーツの集い開催数	4回	3回	3回	→	3回
健康スポーツの集い参加者数	169人	237人	82人	→	80人
指導者講習会開催数	—	—	2回	→	2回

政策 4 歴史的文化

本町の歴史と風土に育まれてきた文化財については、住民全体の共通の財産として、次代に引き継ぐための保護と継承に努めます。

また、多彩で個性ある歴史的文化の創造を図るため、これら歴史的な文化遺産を保存継承し、将来のまちづくりの基礎にしていく必要があります。

歴史的文化

1.文化財の保存と活用

2.郷土愛・文化財愛護精神の育成

トピックス

歴史体験学習の実施

「唐古・鍵遺跡の保存と活用を支援する会」のボランティアのみなさんと小学校、文化財保存課との協働事業で、町内小学校6年生の総合的な学習時間に、勾玉、土器づくりなどの体験学習を実施しています。



<土器づくり>



施策1. 文化財の保存と活用

施策の方針

さまざまな文化財の情報を町内外に発信し、文化財の保存と活用を図ります。

現状・課題

- 弥生時代を代表する国史跡、唐古・鍵遺跡については、史跡公園整備事業が始まっています。また、盆地低地部に残る数少ない前方後円墳である黒田大塚古墳は県指定史跡として整備されています。
- 町内の古社・古寺関係では、国指定重要文化財に仏像・絵画など5件、また、県指定文化財に建造物や巨樹・樹そうなど5件が指定され、保護が図られています。さらに、重要文化財の羽子田遺跡出土埴輪牛は唐古・鍵考古学ミュージアムに収蔵されています。
- さまざまな文化財の基礎資料を整備するとともに、町指定文化財の指定を進めていく必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「4」-(1)-① 史跡等文化財の保存	史跡等文化財について、防犯や防災の啓発活動を行い所有者の意識向上を図ります。また、町指定文化財の指定により、保存を進めます。
2-「4」-(1)-② 史跡等文化財の活用	出土文化財の貸出や写真掲載等により活用を図ります。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
指定文化財等の見回り・点検回数	5回	5回	5回	→	36回
町文化財指定件数(累計)	—	4件	5件	→	7件



施策2. 郷土愛・文化財愛護精神の育成

施策の方針

唐古・鍵考古学ミュージアムや田原本青垣生涯学習センターにおいて、文化財の理解と愛護精神の育成を図ります。

現状・課題

- 唐古・鍵考古学ミュージアムは、唐古・鍵遺跡からの出土品を中心に、実物を多く展示し、平成16年11月に開館しました。開館以来、町内外から多くの来館者を迎えています。また、より文化財への理解を深めることができるよう、企画展や考古学実践講座等を実施しています。
- 町内各小学校の総合的な学習の出前授業や、唐古・鍵考古学ミュージアムにおける弥生体験学習を通じ、次代を担う子どもたちに郷土愛、文化財愛護精神の育成を図っていく必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「4」-(2)-① 文化財の愛護精神の育成	小学校の総合的な学習の時間への出前授業等を利用し、町内児童に対し、郷土の文化財への学習意欲・愛護精神を育成します。
2-「4」-(2)-② 唐古・鍵考古学ミュージアムの活用	企画展、講座等を開催、ホームページの充実に努めるとともに、中学校の職場体験等教育機関との連携を図ります。

取り組み指標

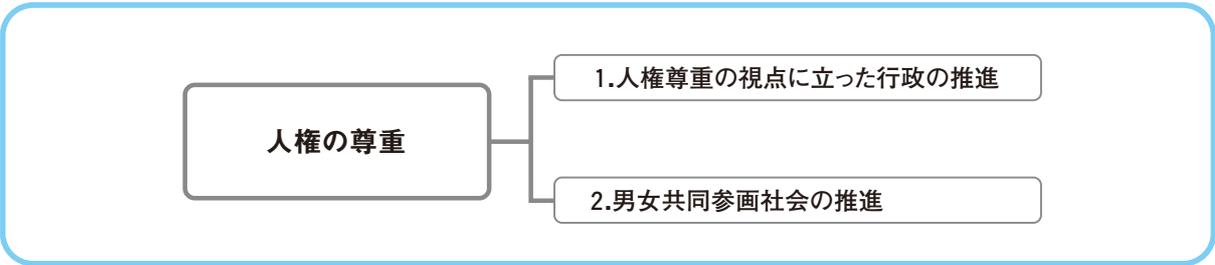
指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
唐古・鍵考古学ミュージアム入館者数	8,593人	7,842人	7,468人	→	7,500人
総合的な学習 項目別実施回数	6回	12回	15回	↗	23回
唐古・鍵考古学ミュージアムのホームページアクセス件数	8,183件	9,391件	12,665件	↗	15,000件



政策 5 人権の尊重

一人ひとりの基本的人権が尊重され、自由で平等な社会の実現を図るため、住民の生活に関わるさまざまな分野で人権に関する施策のあり方について検討を深め、これらを体系化した人権教育の充実に努めます。

また、あらゆる機会や場を通して人権教育・人権啓発の充実に努め、住民の間での自主的な人権思想の学習と普及を推進します。



施策1. 人権尊重の視点に立った行政の推進

施策の方針

住民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、互いに支え合いながら、あらゆる場を通じて、人権問題について学ぶ機会を提供し、啓発活動の実施に努めます。

現状・課題

- 人権問題に対する関心や意識は徐々に高まってはいますが、講演会・研修会等については、実施内容や参加者の固定化が懸念されます。
- 住民一人ひとりの人権意識の高揚を図るためには、多様な機会の提供のほか、実施主体間の連携及び自主性の尊重など、人権について正しい理解と人権尊重の理念を深める必要があります。
- 子どもや女性、障害者、高齢者、外国人など、固有の問題に加え、これらが複雑に絡みあうなど、新たな課題が生じています。
- 「差別をなくす町民集会」や「人権を確かめ合う磯城郡集会」の開催、小・中学生を対象に「人権啓発ポスター・標語」の募集、企業内人権教育推進協議会におけるNPOとの連携、県・各種団体が開催する人権問題研修会への参加などを推進しています。
- 広報紙をはじめとする啓発誌の内容にも工夫が必要であるとともに、企業啓発のあり方の検討や地域リーダーの養成などが必要となっています。今後は、共通理解の下に方針に沿った活動ができる体制の維持が必要となっています。
- 人権問題の理解と認識を深めるためには、実施方法、内容等の検討とともに、人権教育についての啓発活動を活発に行う必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「5」-(1)-① 人権意識の高揚	講演会や研修会等については、家庭・地域・学校・職場等、あらゆる機会を通じ、効果的かつ継続的に実施します。
2-「5」-(1)-② 住民意識の把握	講演会や研修会において、実施内容や今後の参加意向等について、意識調査を実施します。
2-「5」-(1)-③ 人権相談の充実	人権擁護機関等によるほか、個別課題ごとに相談窓口で対応し、関係機関との連携を強化するなどして、相談・支援体制の充実を図ります。
2-「5」-(1)-④ 広報・啓発活動の充実	地域でのさまざまな人権問題を把握し、解決に向けて取り組みを進めることができるよう、関係機関や関係団体との協働の取り組みは不可欠なため、近隣自治体や民間企業、NPO等との連携を一層強化します。
2-「5」-(1)-⑤ 新たな人権侵害等への対応	インターネットにおける悪質・陰湿な差別書き込み防止や風評被害における差別などに対して、関係機関と連携し、啓発活動を行います。また、新たな人権侵害など、その背景や要因の究明に努めます。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
差別をなくす町民集会参加者数	331人	390人	330人	→	390人
人権啓発ポスター・標語応募数	730点	745点	788点	→	820点



施策2. 男女共同参画社会の推進

施策の方針

男女共同参画フォーラムや男女共同参画セミナー、広報・情報紙などにより、住民啓発に取り組めます。また、学校教育や生涯学習等と連携し、子どものころから男女共同参画意識の醸成を図ります。

現状・課題

- 女性の就業率は、結婚や出産によりいったん落ち込み再び上昇します。以前に比べると仕事と子育てを両立している人が多くなってきていることから、両立支援について事業所等に対する啓発が必要です。
- 男女共同参画についての啓発を広報への掲載、ポスター掲示、チラシの備付等の手段により行っています。
- 性別に関わることなく仕事や社会参加が中断されない社会づくりへの意識を高め、参画したいときに社会へ参画できる環境づくりに向けて、職員の理解・能力向上及び住民一人ひとりの意識を育むとともに企業などへ対しても働きかけを行うことが必要となっています。

主要な取り組み

取り組み	内容
2-「5」-(2)-① 男女共同参画社会への住民意識の高揚	男女が互いに大切なパートナーとして思いやり、共に心豊かな生活ができる社会をめざし、近隣市町村と連携した取り組みや県の施策を活用しながら、啓発を推進します。
2-「5」-(2)-② 社会環境の整備	関係各部署や民間企業などの連携により、男女ともに参加しやすいイベントなどを実施します。また、雇用者などの男女共同参画研修への積極的参加による意識改革を図ります。

取り組み指標

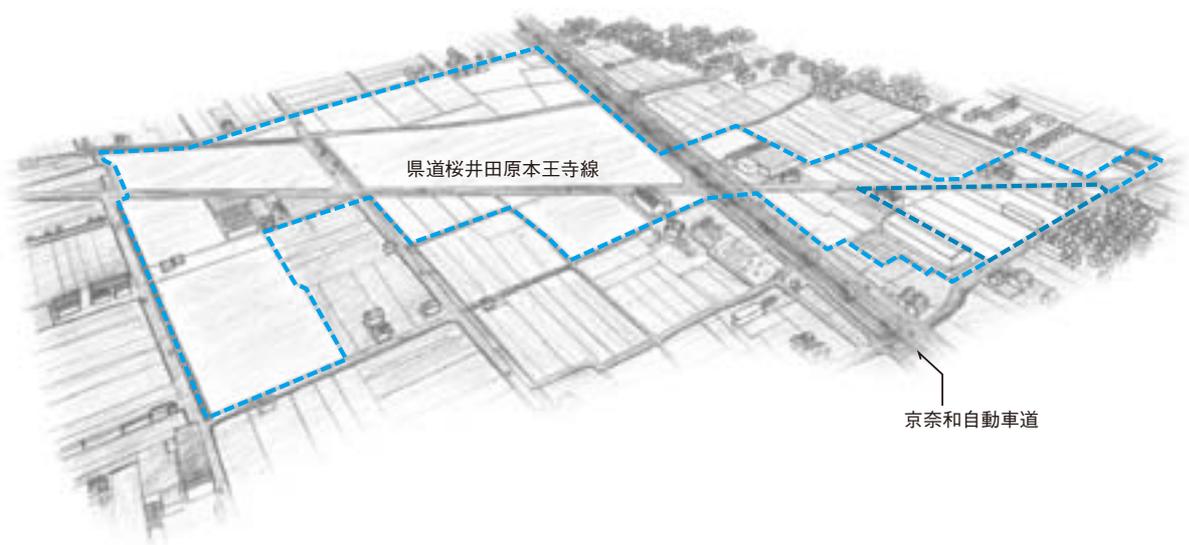
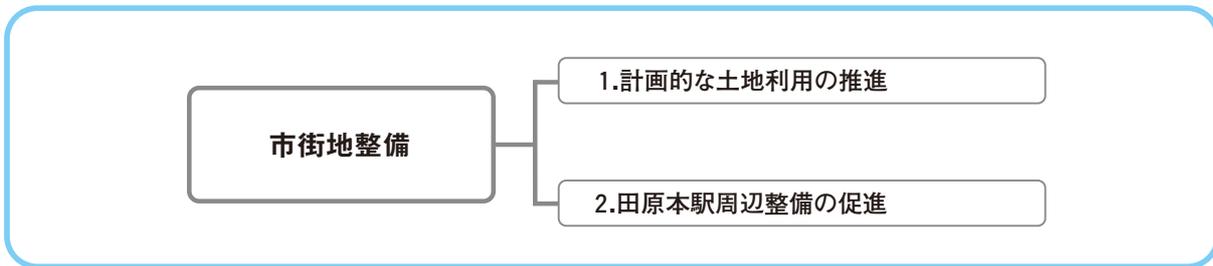
指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
職員の意識向上を図るため、会議・イベントの開催数	—	—	—	→	3回

都市基盤が充実したまちづくり

総合的な都市基盤を推進し、利便性と安全性に優れた、魅力のあるまちをめざします。また、各拠点や近隣市町とのネットワーク化を進める道路や上下水道網の充実を図ります。さらに、総合的、計画的な土地利用の推進に努め、田原本駅前周辺整備など地域の個性を活かした市街地整備による多様な「拠点」の形成を図ります。

政策1 市街地整備

長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保し、健全な都市の発展をめざすため、都市計画マスタープランに基づき、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した総合的で秩序ある市街地整備及び土地利用の推進を図ります。





施策1. 計画的な土地利用の推進

施策の方針

土地利用については、町域中央に位置する中心市街地を核として、周辺に住宅系の市街地、その外側に市街地を包む形で緑農系の田園地帯が広がるコンパクトな「一核型」の構造を基本とします。また、都市機能面では、将来の（仮称）田原本インターチェンジの立地を活用した「新都市機能」を配置するほか、駅周辺の中心市街地の再生を進めるとともに、県道桜井田原本王寺線等を整備することにより、中心市街地から新都市機能地区の機能連携をめざします。

現状・課題

- 京奈和自動車道の専用部が開通して、京奈和自動車道の利用者が多くなる一方、国道24号の交通量は減少し、撤退する商業施設等が目立ちはじめています。
- 早急な京奈和自動車道の一般部の開通とインターチェンジの開設が望まれます。
- 平成23年5月に「田原本IC周辺地区」を準工業地域として市街化区域編入を行ったことを受け、無秩序な宅地化を防ぎ、地域特性を活用する新たな商工業・物流系の新都市機能地区として環境へ十分に配慮し整備を行う必要があります。
- 中心市街地の再構築として、平成22年3月に完成した駅前広場や、現在、市街地再開発事業に取り組んでいる田原本駅前南街区、戎通り周辺地区等の東西駅前が連携した「まちづくり」を検討していく必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
3-「1」-(1)-① 中長期的な視野に立ったまちづくりの推進	都市計画を計画的かつ総合的に推進するため、都市計画マスタープランに基づき、用途地域の見直しをはじめ、都市施設の計画的な整備、地区計画制度等の活用を図ります。
3-「1」-(1)-② 計画的な土地利用の推進	土地利用については、京奈和自動車道の整備を見据えた新都市機能の形成や中心市街地の都市再生を図ります。
3-「1」-(1)-③ 交流拠点の整備	唐古・鍵遺跡等の歴史的空間や自然環境の保全と活用など、特色を活かした人・もの・情報の交流拠点の整備を検討します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
インターチェンジ周辺開発率	—	—	—	↗	70%
交流拠点の整備	—	—	—	↗	H29年度整備

施策 2 . 田原本駅周辺整備の促進

施策の方針

田原本駅前周辺地区は、少子高齢社会を見据えた住民の生活サービスの質の向上を図るため、駅周辺を核として「歩いて暮らせるまち」「徒歩による生活圏の充実したまち」といったコンパクトシティをめざします。また、中心市街地の持続的な発展のために、「人々が住まい・賑わう 暮らし良い田原本駅前」をめざします。

現状・課題

- 田原本駅前広場が平成22年3月に完成し、西側県道からの利便性が向上しました。今後、駅前広場を中心に、生活都市としての駅周辺地区を形成する必要があります。
- 駅東側は、中世から近世にかけて形成された歴史的なまちであり、また、駅前商店街である中心市街地は、活力が減退し続けており、活性化を図る整備メニューを検討する必要があります。
- 田原本駅前南街区において再開発事業を進められるなかで、経済状況や利用状況、住民ニーズ等を鑑み、再開発施設の内容・規模等については適正規模に応じた開発を進めていく必要があります。
- 笠縫駅・黒田駅前には、公共スペースが不足しており、ゆとりあるスペースの確保が必要です。

主要な取り組み

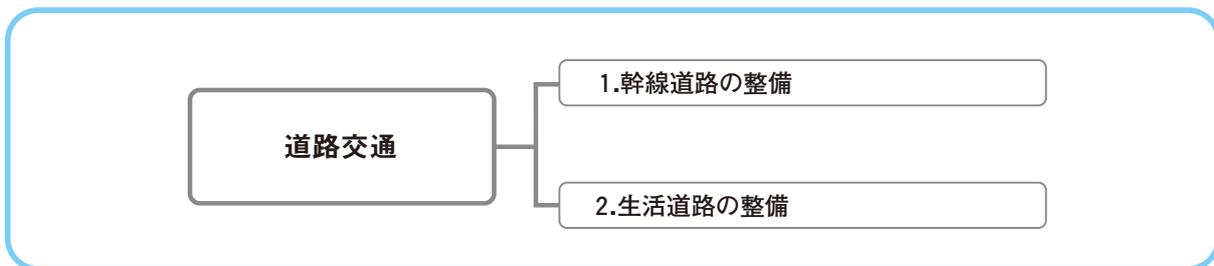
取り組み	内容
3-「1」-(2)-① 田原本駅周辺整備の促進	駅前広場南側地域については、平成22年に「田原本駅前南街区検討会」を設立し、「田原本駅前南街区基本計画」を策定しました。基本計画の問題点を洗い出し、検討・修正を行うなど、地権者の事業に対する意識を確認しながら、再開発の合意形成の熟度を高め事業の推進を図ります。
3-「1」-(2)-② 市街地の活性化	駅前広場の整備や市街地再開発事業に取り組んでいる田原本駅西側だけでなく、東側も含めた駅前周辺のにぎわい創出に向けて駅前全体の「まちづくり」を総合的に検討します。
3-「1」-(2)-③ 利便性の向上	駅前広場への西側からの交通の利便性が向上しましたが、さらに住民のニーズを考慮し、駐車場・店舗・飲食店等の充実を検討し、生活に根付いた便利な駅前をめざします。





政策 2 道路交通

広域圏との連携を強化し、圏域内の一体性と循環性を高めるための広域幹線道路やこれらを補完し、町内交通の骨格となる町内幹線道路の有機的な連携を図り、都市間及び地域間交流を促す基盤整備の推進に努めます。また、住民の生活に密着し、コミュニティを育む道路の整備に努めるとともに、適切な維持管理に努め、快適で安全な道路環境の形成を図ります。



■ 道路整備の状況

	路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
町道	1,165路線	260,316m	162,793m	62.5%	224,115m	86.1%

資料：土木管理課（平成23年4月1日現在）



施策 1 . 幹線道路の整備

施策の方針

京奈和自動車道の早期完成と、国道・県道の整備を要望するとともに、幹線道路についても今後計画的に整備を進めます。

現状・課題

- 幹線道路の整備は、京奈和自動車道へのアクセス機能の向上が見込まれることから、計画されている（仮称）田原本インターチェンジを利用する車両が地域内の生活道路に流入するなど、交通の混乱が懸念されるとともに、安全性の確保が課題となります。
- 京奈和自動車道の整備により広域道路ネットワークも可能になり、計画されている（仮称）田原本インターチェンジの設置は高速ネットワークへのアクセス機能となるため、幹線道路の整備を促進していく必要があります。
- 事業の進捗については重要路線を検討し、整備計画の策定を行う必要があります。
- 京奈和自動車道にアクセスする国道・県道などの整備促進を要望しています。

主要な取り組み

取り組み	内容
3-「2」-(1)-① 国道の整備促進	町内幹線道路の骨格を形成する国道及び、京奈和自動車道を活用した、広域道路ネットワークの充実を図るために、さらなる要望を推進していきます。
3-「2」-(1)-② 県道・主要地方道の整備促進	町内幹線道路の骨格を形成する県道を活用した、近隣自治体及び工業地帯を結ぶ広域道路ネットワークの充実を図るために、さらなる要望を推進していきます。
3-「2」-(1)-③ 幹線道路の計画的整備	町内幹線道路の整備については、宮古25号線を平成25年に供用し、今後、現状の通行形態及び将来の構想の検証を行うなど、重要度と優先度等を考慮し、整備を進めます。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
幹線道路の計画的整備(累計)	3路線	3路線	2路線	→	4路線



施策 2. 生活道路の整備

施策の方針

住民生活に身近な道路や歩道を整備するなど、住民の安全な移動を確保します。

現状・課題

- 集落間を結ぶ道路は住民生活を支え、災害時の避難路ともなる重要な生活基盤であり、生活を営むための大切な空間となっています。
- 町域の一体的な道路網が形成され、安全で景観や生活に密着した道路整備を促進する必要があります。
- 生活道路については、現状と課題を検証し、整備の優先順位を明確にし、計画的に進めて行く必要があります。
- これまで橋梁については耐用年数が過ぎたものは架け替えることとされていましたが、架け替えには多額に費用を要し、時期も集中するため財政的に対応できない恐れがあります。このことから計画的な維持補修工事を行い50年先の安全性を保っていく取り組みが「長寿命化修繕計画」で、この計画に基づき改修整備を行う必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
3-「2」-(2)-① 生活道路の整備	今後、生活道路については、整備計画の策定や目標設定等を行いながら、優先順位に基づいて計画的な幅員等の整備を進めます。
3-「2」-(2)-② 歩道の整備	今後も必要性や緊急性など、優先順位に基づく計画的な歩道の整備を推進します。
3-「2」-(2)-③ 交差点、歩道などのバリアフリー化	歩行空間の連続性や平坦性に配慮した歩道のバリアフリー化を推進します。
3-「2」-(2)-④ 橋梁長寿命化修繕事業	「橋梁長寿命化計画」に基づき順次修繕工事を実施します。

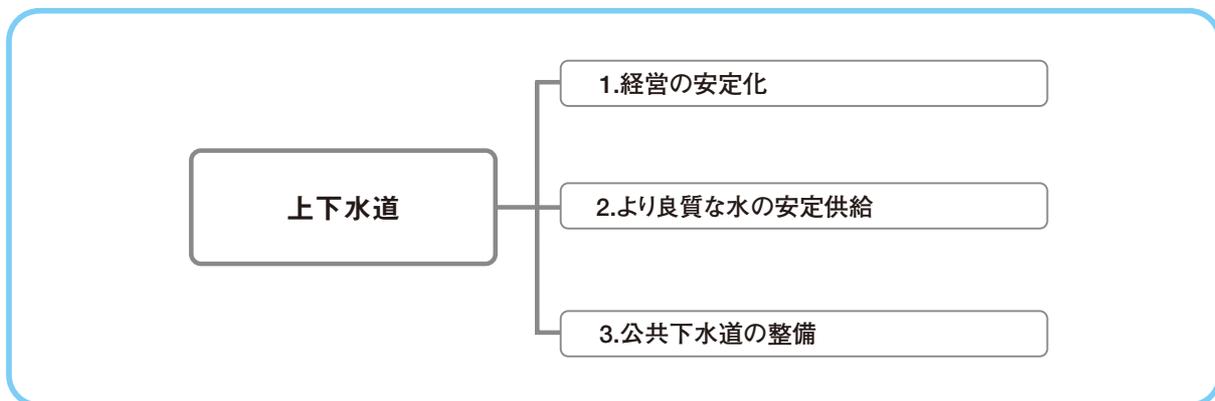
取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
生活道路の計画的整備	3路線	3路線	3路線	→	4路線
橋梁長寿命化修繕事業(累計)	—	—	—	→	7橋

政策3 上下水道

安全な水を安定して供給し、暮らしを支える上水道の充実を図るため、水道施設の整備を図り、災害時にも安定した給水ができる体制を整えます。また、水の有効利用と水質保全に向け、水質管理体制の充実に努めます。

また、美しい水環境を創出し、住民がより快適に生活できるよう、公共下水道事業を推進し、普及率の向上を図ります。また、積極的な下水道への接続の推進により水洗化を促進するとともに、施設の適切な維持管理に努め、事業の効率的な運営を図ります。



■ 上水道の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給水人口	33,330人	33,146人	33,042人	33,018人	32,980人
年度配水量	3,931,599m ³	3,832,914m ³	3,774,283m ³	3,704,711m ³	3,781,432m ³
1日平均配水量	10,772m ³	10,472m ³	10,341m ³	10,150m ³	10,360m ³
普及率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：水道課

■ 下水道の状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業認可面積		800.10ha	800.10ha	800.10ha	800.10ha	800.10ha
処理整備済み区域	面積	530.09ha	536.70ha	552.81ha	582.70ha	600.74ha
	人口	27,315人	28,329人	28,969人	29,179人	29,521人
	戸数	8,391戸	8,898戸	9,218戸	9,439戸	9,690戸
	下水道普及率	82.4%	86.0%	88.2%	88.9%	90.1%
水洗化	人口	25,051人	25,801人	26,621人	27,101人	27,284人
	水洗化率	91.7%	91.1%	91.9%	92.9%	92.4%

資料：下水道課



施策1. 経営の安定化

施策の方針

経営の効率化や経費の削減に努め、財政の健全化を図るなど、サービスの向上に努めます。

現状・課題

- 水道事業の経営については、老朽施設の更新や配水場の建設に伴い、減価償却費、企業債の支払利息が増大し財政を圧迫しています。さらに長引く不況により、大口需要者の撤退、またライフスタイルの変化・節水型機器等の普及により、使用水量は減少傾向にあります。
- 数年来続いている単年度赤字財政からの脱却・累積欠損金解消のため、平成23年10月に料金改定を行い、給水収益増を見込んでいます。一方さらなる経費の節減に努め、また滞納整理を強化し、健全な水道事業会計をめざします。
- 良質で安全な水の安定供給に欠かせない経費の削減は厳しい状況のなか、動向を勘案し県水受水量の削減を検討する必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
3-「3」-(1)-① 水道料金徴収の適正化	さらなる口座振替の推進・滞納整理の強化による収納率の向上を図ります。
3-「3」-(1)-② 契約事務の効率化	委託業務の競争入札実施等により、経費の削減を図ります。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
水道料金収納率	98.2%	98.0%	98.3%	↗	98.6%



施策 2 . より良質な水の安定供給

施策の方針

安全に飲用できる水を安定して供給するため、老朽化した配水管及び浄水設備については、計画的に更新を進めます。

現状・課題

- 水道は住民にとって大切なライフラインの一つであることから、代替性のある配水管布設や水質の維持・向上などの管理体制を充実させていくことが求められています。
- 現在、田原本町浄水場と田原本町配水場の2拠点から配水を行っています。水源の確保についても、引き続き、既設井戸の活性化を行いつつ、新設井戸のさく泉を推進していく必要があります。
- 不測の断水を防ぎ、安定水圧で給水利用者に水道水を供給するため、引き続き、下水道事業などと連携を図りながら、老朽管の布設替え工事、石綿セメント管の更新工事を進めていく必要があります。
- 大口径石綿セメント管更新事業の施行時期の検討と震災時の対処が今後の課題となっています。

主要な取り組み

取り組み	内容
3-「3」-(2)-① 水利用に対する啓発	広報・ホームページなどにより、水資源の大切さ、節水意識の啓発を図ります。
3-「3」-(2)-② 水源施設の維持管理	今後も良質な水の安定供給を図るため、水道施設の改修及び水源の新設・改修等を行い、自己水の確保に努めます。
3-「3」-(2)-③ 災害時の安定した給水体制	給水車の配備、給水タンク・応急復旧用資機材の確保と整備、近隣市町村との応援体制を強化します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
石綿セメント管残存率	3.7%	3.3%	2.6%	↘	2.0%



施策3. 公共下水道の整備

施策の方針

快適な生活環境をつくるため、未接続世帯を含む水洗化の向上及び適切な施設管理及び経営を行います。

現状・課題

- 本町の下水道事業は、昭和50年度に流域関連公共下水道の事業認可を受け事業に着手し、当初の事業認可面積は132haで、その後10回の変更を行い、平成23年4月の事業認可面積は833haと拡大しています。平成22年度末の下水道整備面積は600.7ha、総延長は約162kmとなり、下水道普及率は、90.1%となっています。
- 管渠及び下水道施設の整備を計画的かつ意欲的に進めるとともに、保守点検を充実することにより適切な施設管理を実施することが課題となっています。
- 未接続世帯を含む水洗化の向上及び経営安定化を図ります。
- 事故未然防止及びライフサイクルコストを最小限に抑えるために、平成22年度末の管渠の総延長約162kmのうち竣工より20年以上経過したヒューム管が11.3kmであり、更生工法あるいは部分入替等により耐用年数の延長を図ることが課題となっています。

主要な取り組み

取り組み	内容
3-「3」-(3)-① 下水道計画区域の整備	下水道計画区域の整備については、平成31年度の完成に向けて計画的に整備を進めます。また、今後の事業展開は、市街化調整区域を重点的に生活環境の向上と公共用水域の汚濁防止のため、下水道整備を進めていきます。
3-「3」-(3)-② 運営の効率化	他事業との合併工事の実施、及び単価の見直し、また、費用対効果を高めるためのルート変更等を行うことにより、経費節減に努めるとともに、使用料の適正な改正を行い運営の効率化を図ります。
3-「3」-(3)-③ 水洗化率向上の推進	下水道事業についての理解を深めていただくため、下水道施設の整備時に、自治会の協力のもと全ての対象世帯に工事チラシ及び清潔で快適な生活環境をつくるための「水洗化のすすめ」のパンフレットの配布を実施します。また、広報紙、ホームページを活用して、水洗化意識の向上のPR活動を行うとともに、供用開始された区域内の未接続世帯に対し、早期接続のための、個別訪問を行うなど啓発活動を実施します。
3-「3」-(3)-④ 下水道長寿命化計画の策定	平成29年度の長寿命化計画策定に向け、国の下水道長寿命化支援制度を活用し、竣工より20年以上経過したヒューム管を平成24年度から5か年で、対象管渠の調査範囲の整備及び調査方法を定めた基本計画策定を含む、カメラ調査を中心とした点検・診断を実施します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
下水道普及率	82.4%	88.2%	90.1%	→	94.0%
下水道水洗化率	91.7%	91.9%	92.4%	→	93.1%

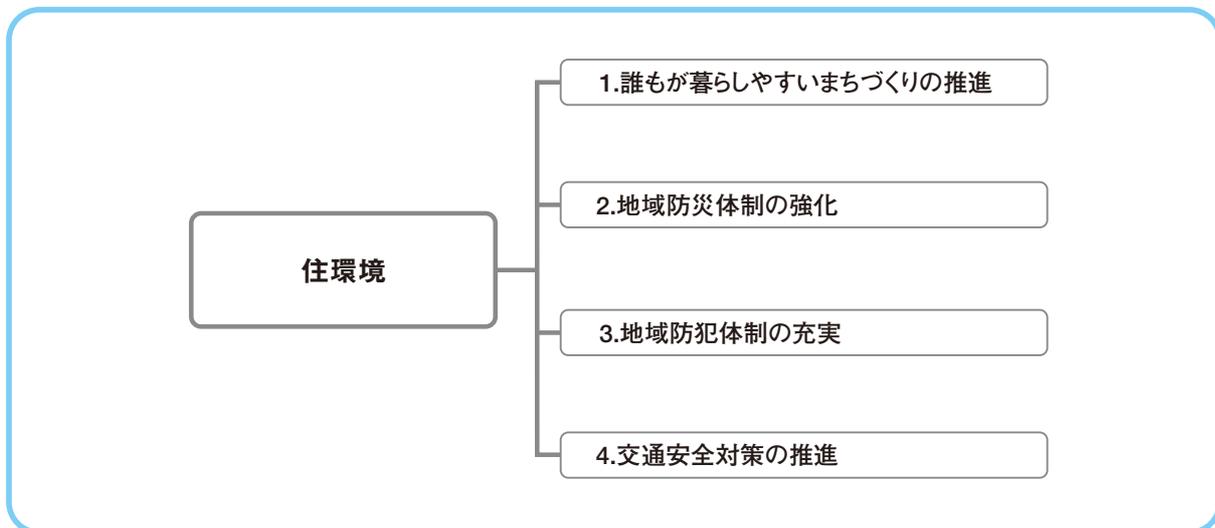
政策 4 住環境

住民が親しみやゆとりを感じ、誇りが持てるよう、地域の景観や生態系に配慮した良好な居住環境づくりを推進するとともに、多様な住宅需要の動向を把握しながら、住民のニーズに応じた良質な宅地の供給を促進します。

住民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりをめざして、災害を予防するための事業や啓発を推進するとともに、総合的な防災体制を充実し、防災施設の充実やきめ細かな防災情報システムの確立、非常用物資等の充実を図るとともに、自主防災組織の育成強化や防災知識の普及に努め、住民の防災意識の高揚を図ります。

また、警察署や関係団体などとの連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。また、意識啓発については、さまざまな機会を通じて住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、高齢者や児童、生徒をはじめ、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。

一方、交通事故から住民を守るため、交通安全施設の整備や事故の未然防止対策に努め、良好な交通環境の整備に努めるとともに、住民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。





施策1. 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

施策の方針

本町が有する歴史・文化的な景観資源の魅力を周知・啓発し、景観の保全と形成に向けた住民意識の高揚を図ります。また、木造住宅の耐震診断等を行うなど、住み慣れた地域に、安心して住み続けることができる暮らしやすいまちづくりを行います。

現状・課題

- 本町は、奈良盆地のほぼ中央に位置しており、中心市街地を中心にして、周辺に住宅系の市街地その外側に田園地帯が広がる構造となっています。
- 「唐古・鍵遺跡」をはじめ、遺跡・史跡や国指定文化財の寺社仏閣などが多数存在しており、保存と活用が課題となっています。
- 歴史・文化等の地域の特性に応じた景観の形成を促進する必要があるとともに、開発と自然・歴史・文化財の保護が課題となっています。
- 県条例に基づき、自然・歴史景観を保全し、調和を創造した屋外広告物の許可及び違反広告物の是正・簡易除却等を行っています。
- 既存の市街地では、老朽化した木造住宅が密集しているため耐震化対策や不燃化対策を推進した手法で地震に強い住まいづくりが必要となっています。
- 国や県の補助金を受けて、木造住宅の無料耐震診断の実施、住宅の精密耐震診断費用の一部補助、木造住宅の耐震改修工事費の一部補助、住宅無料相談会の開催等を実施しています。
- 地域公共交通連携計画に基づき、平成22年度から平成24年度まで、デマンドタクシーの実証運行を行っています。

主要な取り組み

取り組み	内容
3-「4」-(1)-① 個性のある景観の形成	昔の面影をとどめる中心市街地及び中心市街地周辺の町並みについては、文化・歴史を活かした個性のある住宅市街地として形成します。
3-「4」-(1)-② 耐震化対策等の充実	住宅の耐震化を推進するため既存木造住宅の無料耐震診断・耐震改修工事費の一部補助や、住宅の精密耐震診断費の一部補助を行い、住宅無料相談会の開催等を実施します。
3-「4」-(1)-③ 公共交通対策	実証運行の結果を検証し、高齢者等の交通弱者に対する新たな公共交通の導入について、検討を進めます。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
既存木造住宅耐震診断件数	3件	15件	7件	↗	20件
既存木造住宅耐震改修件数	—	—	1件	↗	5件
住宅無料相談会開催数	—	4回	4回	→	4回

施策 2 . 地域防災体制の強化

施策の方針

平時より広報紙等を活用した啓発を行い、住民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成及び活動への支援を行い、災害時に地域住民が互いに協力し、避難や救助などの初動活動が行える体制づくりを進めます。

また、浸水被害を軽減するため雨水対策計画の策定を進めます。

現状・課題

- 近年の風水害の特徴は、短時間に局地的な強雨をもたらし、床下・床上浸水などの被害が発生しています。特に、「ゲリラ豪雨」については、台風など気象予報が可能な場合とは異なり予測できないため事前の対応が困難です。
- 今後も「地震防災対策アクションプログラム」を軸に防災対策の充実、体制の強化を進めるとともに、「自主防災組織」の重要性を啓発するなど、住民意識を高揚していく必要があります。
- 住民や自主防災組織・消防団・消防・警察・町行政などとの連携を図るため、効率的な意識啓発が必要となっています。
- 防災無線として、デジタルMCA同報通信システム（情報をスピーカーにより音声で伝達するシステム）を導入し、大規模災害時に住民に対して避難勧告や避難指示等の重要な情報を速やかに伝達します。また、デジタルMCA無線機（移動系）により、田原本消防団ポンプ車及び広報車へ配し、水害などの際に情報伝達手段の一つとして活用しています。
- 本町内の水路はほとんど勾配がないことから、河床の掘り下げによる流下能力の増加は望めない状況にあります。また、近年の大和川流域総合治水対策では、河川への放流量を抑制するために「今後より溜める」ことを基本方針としています。このことから今後は水路の適切な維持管理及び貯留施設の増強等を主とした対策を進めるため、住民の理解と協力が必要です。





主要な取り組み

取り組み	内 容
3-「4」-(2)-① 防災計画の整備、危機管理体制の確立	危機管理体制を確立するため、防災計画の定期的な見直しをはじめ、既存の職員災害対応マニュアルなどを更新します。
3-「4」-(2)-② 防災意識の醸成及び住民による防災活動の推進	自治会など地域において防災意識を高め、広報紙などによる啓発のほか、自治会活動のなかでの取り組みや「自主防災組織」の結成・活動を促進します。
3-「4」-(2)-③ 情報収集伝達体制の強化	広報紙や啓発パンフレットなどにより防災活動の重要性を啓発します。また、職員による情報収集、伝達体制、消防・自治会等との連携を強化します。
3-「4」-(2)-④ 広域応援体制の整備と消防体制の強化	「地域防災計画」に基づき、有事の際の甚大な被害に対応するため、奈良県に緊急物資などの応援要請を行います。また、磯城消防署・田原本消防団と消防体制の連携強化を図るとともに、企業・団体と災害協定を結び、物資の調達等を図ります。
3-「4」-(2)-⑤ 国民保護計画の推進	総務省消防庁が行っている「J-ALERT」（全国瞬時警報システム）を活用し、武力攻撃等の事態に備えます。
3-「4」-(2)-⑥ 水防対策の強化・耐震化の推進	消防、警察、住民等と連携を図り、町のみでは対応しきれない部分の水防対策を実施します。また、指定避難所など公共施設の耐震化を進めます。
3-「4」-(2)-⑦ 避難路・避難所の整備と周知徹底	広報紙による啓発や自治会、自主防災組織等へ周知を行います。
3-「4」-(2)-⑧ 雨水被害対策の推進	ため池や水田等の治水利用を検討するとともに、市街地については、水路の維持管理や調整池等の治水を検討し、内水被害を減らすため、治水対策を行います。

取り組み指標

指 標	実 績 値			め ざ す 方 向	目 標 値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
自主防災組織数	6組織	14組織	44組織	→	64組織



施策3. 地域防犯体制の充実

施策の方針

住民一人ひとりが防犯意識を持つとともに、地域の連携により、防犯体制の強化を図るなど、犯罪の少ないまちをめざします。

現状・課題

- 近年の都市化の進展や共働きなどライフスタイルの変化により、地域社会の連帯意識が薄れ、身近な生活の場での犯罪が依然として発生しています。
- 平成23年4月現在、38自主防犯組織が結成され活動しています。
- 防犯意識の高揚を図るため、広報紙や生活安全ニュースによる啓発を行うとともに、警察など関係機関との連携を強化しています。
- 地域安全の一つとして、自治会の防犯灯の設置補助を行っています。また、青色回転灯による定期的な防犯パトロールを実施しています。
- 広報紙や生活安全ニュースによる啓発だけでなく、住民自ら防犯意識を高めるための施策を推進する必要があります。
- 田原本警察署管内の不審者情報の提供件数は、平成22年度において30件余りとなっており、依然として子どもを犯罪被害から守る施策が必要となっています。

主要な取り組み

取り組み	内容
3-「4」-(3)-① 自主防犯組織の育成と支援	警察など関係機関と連携し、自主防犯組織の結成・育成を支援するなど、地域ぐるみによる防犯活動を推進します。
3-「4」-(3)-② 防犯活動の啓発・支援	町内の防犯パトロールを実施するとともに、防犯活動の紹介や、犯罪情報を周知するなど、広報紙や生活安全ニュースによる啓発を行います。
3-「4」-(3)-③ 防犯灯設置の補助	住民の夜間における地域の安全を確保するため、自治会の防犯灯の設置補助を行います。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
犯罪予防(町内パトロール)	73回	23回	32回	↗	36回
防犯灯設置補助件数	157件	125件	93件	↗	100件



施策4. 交通安全対策の推進

施策の方針

住民が交通ルールを正しく理解し守るとともに、交通事故が起こりにくい環境づくりがなされ、事故の少ないまちをめざします。

現状・課題

- モータリゼーションの進展により、自動車・バイクなどの保有台数が増加し、道路交通の過密化が進み、交通事故多発の要因となっています。
- 高齢社会の進展に伴い、高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されています。
- 警察や地域の各種団体と連携した、参加・実践型の交通安全教育や交通安全活動を実施するとともに、春、秋の交通安全週間中において重点的に啓発事業を行っています。
- 交通事故を減少させるためには、自動車・バイクの運転手のみならず、自転車の運転や歩行者の交通ルールの遵守が必要となっています。
- 公共の場所の良好な環境の確保及び機能の低下の防止を図るために道路等に放置されている自転車等、歩行者や車両の通行に支障があるところについては撤去しています。

主要な取り組み

取り組み	内容
3-「4」-(4)-① 交通安全教育の充実	安全運転の励行、交通マナーの向上等交通安全の意識の高揚を図るため、警察など関係機関と連携し、交通安全教室等を実施するとともに、高齢者や子どもを交通事故から守るため、交通安全教育を推進します。
3-「4」-(4)-② 交通安全運動の推進	交通安全関係機関と連携し、交通安全運動の各種事業を実施するとともに、広報紙などによる啓発を行っていきます。
3-「4」-(4)-③ 交通安全施設の整備	歩行者等の安全を確保するため、ガードレール・カーブミラーなどの交通安全施設の点検・整備を進め、安全な道路環境の充実に努めます。
3-「4」-(4)-④ 違法駐車・路上駐輪の対策	人と車が安全に通行できる交通環境に向け、関係機関と連携し、違法駐車・駐輪防止の啓発に努めるとともに、放置自転車対策を進めるほか、安全で安心な歩行空間の確保に向けた取り組みを推進します。
3-「4」-(4)-⑤ 交通秩序の確立	歩行者や自転車利用者など交通弱者を交通事故から守るため、交通監視や街頭啓発などを推進します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
交通事故の発生件数	293件	232件	211件	→	185件
放置自転車撤去台数	—	30台	123台	→	100台
カーブミラー設置箇所数	—	1,389箇所	1,435箇所	↗	1,550箇所

第4章

快適に生活できるまちづくり

環境と共生するための仕組みづくりを展開するなど、地球環境の時代にふさわしいまちをめざします。

また、すべての住民が安心して生きいきと暮らすことができるよう、人にやさしいまちづくりを進めるため、豊かな自然を活用した公園・緑地の整備と居住環境の向上に努め、やすらぎのある空間を創出します。

政策1 環境負荷の低減

地球温暖化やごみの問題などさまざまな環境問題に対して、限りある資源をできるだけ永く、繰り返し無駄なく使うため、大量生産・大量流通、そして大量消費・大量廃棄という地球環境へのさまざまな負荷を見直さなければなりません。そのため、住民一人ひとりが省資源・省エネルギー、環境保全やごみの減量化などについて考え、実践し、協力しあうまちづくりをさらに進めます。

環境負荷の低減

1.環境保全推進システムの構築

2.環境学習の推進

3.廃棄物の抑制とリサイクルの推進





施策1. 環境保全推進システムの構築

施策の方針

自然環境の保全活動とともに、地球温暖化防止対策を含めた地球規模での環境について、住民、企業、行政の協働により、省エネルギー対策や自然エネルギーの利活用なども視野に入れた環境保全活動に取り組みます。

現状・課題

- 地球温暖化による影響は、自然環境から人間社会まで幅広く影響を及ぼしており、重要な環境問題の一つであると考えられています。
- 地方自治体は、大規模な事業所・消費者の立場として、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことが求められています。
- 「田原本町地球温暖化対策実行計画」に基づき、全庁的に省資源・廃棄物削減・リサイクル推進を図るとともに、町の行政施策の遂行において環境への負荷の低減に努める必要があります。
- 住民が各家庭で環境にやさしい生活を進めてもらうため、「家庭版ISO」の推進、啓発を行っています。
- 地球温暖化などの環境問題を解決していくためには、一人ひとりが日常生活において環境に配慮した行動に積極的に取り組む必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
4-「1」-(1)-① 環境保全システムの構築	住民、事業者、町が一体となって環境保全活動に取り組めるよう啓発を行います。
4-「1」-(1)-② 参加・協働による環境づくりの推進	住民一人ひとりが環境にやさしい生活に取り組んでもらえるよう「家庭版ISO」の推進等を行います。
4-「1」-(1)-③ 環境保全の推進	「田原本町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町が積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、グリーン購入を推進します。また、広報紙などにより、住民・事業者などの環境保全意識の高揚を図ります。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
町施設の二酸化炭素総排出量	4,778 t	4,605 t	4,637 t	↘	4,498 t

施策 2 . 環境学習の推進

施策の方針

家庭や学校、地域社会、会社など、さまざまな場における環境学習を推進し、住民意識の高揚と環境保全を实践できる人づくりを進めます。

現状・課題

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考えに基づく循環型社会の実現は社会的な課題であり、推進していく必要があります。
- 不燃物（特に可燃性ガス容器）の廃棄方法が不適切なため、事故になった事例があります。また、ごみ出し時、及びごみ持込の際に可燃物・不燃物の区別が徹底されていない現状です。
- 広報紙、ごみ収集日程表（ごみカレンダー）等で環境・ごみ問題について啓発を行っています。
- 町内小学4年生を対象にした清掃工場見学会を定期的を実施しています。
- 環境・ごみ問題について、さらに効果的な方法を模索しつつ、より幅広い年齢層に啓発を実施していく必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
4-「1」-(2)-① 小学4年生を対象とした工場見学の受け入れ	小学4年生を対象とした清掃工場の見学を積極的に受け入れ、環境・ごみ問題について、意識向上を図ります。
4-「1」-(2)-② 多様な環境学習機会の創出	子どもから高齢者まで、幅広い住民がさまざまな体験などを通じて環境について楽しみながら認識を深められるよう、公民館講座への参加を促進します。
4-「1」-(2)-③ 緑化活動の推進及び促進	学校教育を通じた緑化活動や環境学習の推進により、住民自ら緑化活動に取り組めるよう、支援を行います。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
清掃工場見学人数	308人	265人	306人	→	295人
環境に関する公民館講座参加者数	—	—	50人	↗	100人



施策3. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

施策の方針

住民及び事業者への啓発を通じ、さらなるごみの減量化を促進します。また、ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルを推進します。

現状・課題

- 本町の清掃工場は、稼働より26年が経過し老朽化が進んでおり、また、地元との協定により平成27年9月末までの稼働となっています。
- 廃棄物処理を円滑に行うため、故障・事故の事前防止を図り適正な運転・維持管理に努めるとともに、ごみの収集を効率よく行うためには適正な運用管理を実施するとともに、国の基準に沿った資源循環型社会の構築に向けて、早急に新たな場所における新施設建設を行うことが急務となっています。
- 平成9年度より新聞・雑誌・ダンボール・古着分別収集、平成11年度よりカン・びん・ペットボトル分別収集、平成18年度より可燃ごみ収集有料化（指定袋）、平成20年度より紙パック分別収集を行っています。今後、さらなる分別収集の品目拡大を図る必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
4-「1」-(3)-① 施設の適正な維持・管理	施設設備及び処理体制に支障がないよう点検整備等を強化します。
4-「1」-(3)-② 新施設建設の推進	ごみ処理施設を建設するため、一部事務組合を設立し、広域建設を行います。
4-「1」-(3)-③ 不法投棄等の防止	町内及び河川等において不法投棄禁止の看板を設置し、パトロール監視を強化し、警察及び関係機関との連携を図ります。
4-「1」-(3)-④ 再資源化の推進	地域住民及び各種団体、企業による資源ごみの回収や不用品の再利用を促進するなど、再資源化事業を推進します。
4-「1」-(3)-⑤ 分別の周知・徹底	広報紙・ごみカレンダー・ホームページなどで情報提供、啓発を行います。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
ごみの総量	16,150 t	13,683 t	12,401 t	↘	8,800 t
資源ごみの総量	3,172 t	2,753 t	2,408 t	↘	2,200 t
リサイクル率	19.6%	20.1%	19.4%	↗	25.0%

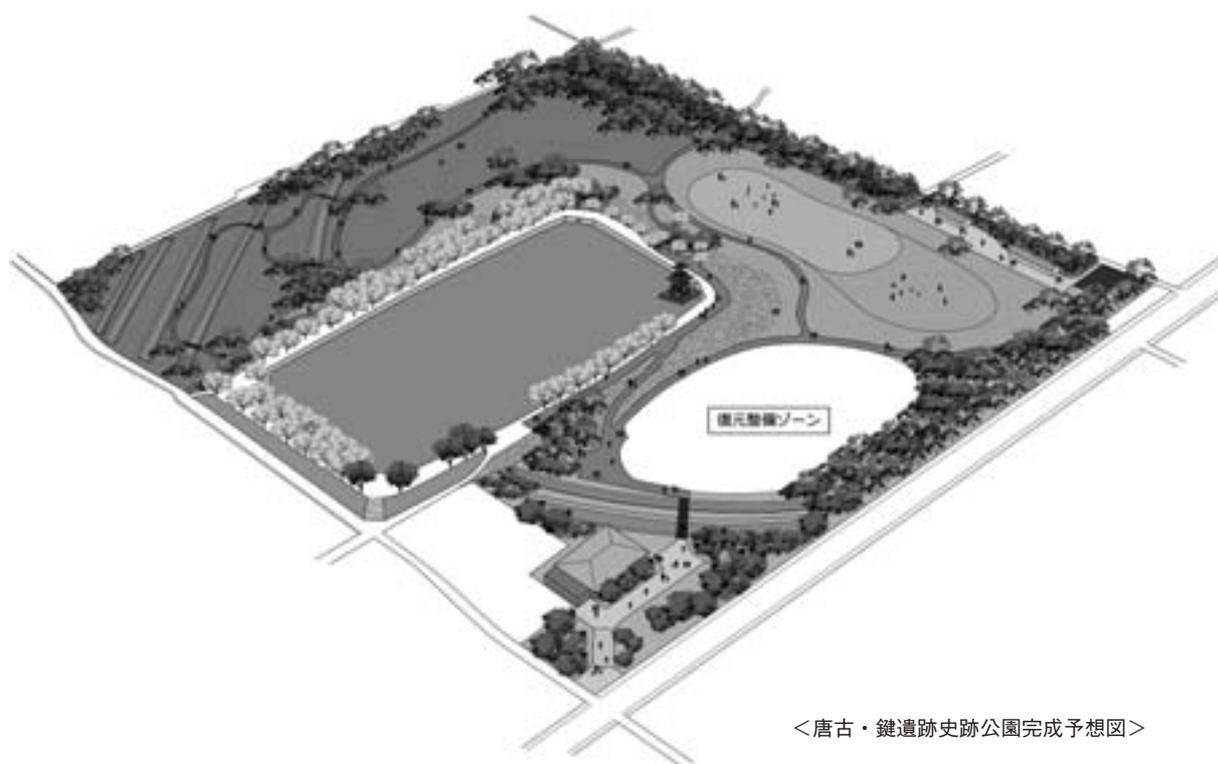
政策 2 快適な生活環境

田原本町の美しい自然や豊かな歴史・文化に抱かれながら、住民が快適に生活できるよう、廃棄物問題や騒音、生活排水などの公害に対して、積極的な取り組みを推進するとともに、豊かな自然を活用した公園・緑地の整備に努めます。

快適な生活環境

1.生活環境の保全

2.公園・緑地の整備



<唐古・鍵遺跡史跡公園完成予想図>



施策 1. 生活環境の保全

施策の方針

環境公害、汚染等を防ぐとともに、住民・事業者・行政がそれぞれで取り組みを進め、生活環境の質を高めます。

現状・課題

- 廃棄物問題や生活排水などによる河川の汚濁等、生活型公害が生じています。
- 町内を定期的に巡回し、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染などの未然防止に努めるとともに、騒音・振動・悪臭などの生活型公害を未然に防ぐため、事業者等に対して積極的な啓発を行っています。
- 浄化センターは、各所に老朽化・経年劣化などが見られますが、処理体制を維持する必要があります。
- し尿処理を円滑に行うため、適正な点検・整備などを実施しています。
- 住民、事業者、町がそれぞれの立場において環境汚染の防止に努める必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
4-「2」-(1)-① 公害の予防と監視・指導の強化	町内を巡回し、大気汚染・水質汚濁などの未然防止を推進するとともに、県と連携し、指導などを行います。
4-「2」-(1)-② 騒音・振動・悪臭などの公害への対策強化	近隣騒音や悪臭などの住民相互の生活型公害について、事業者等に対して積極的な改善指導を行います。
4-「2」-(1)-③ し尿処理施設の適切な維持・管理	施設の点検を行い必要に応じて修理・交換を行うなど、施設の適切な維持管理を行います。
4-「2」-(1)-④ 適正な浄化槽の管理の周知	日常管理方法及び管理義務について、啓発を進めます。
4-「2」-(1)-⑤ 廃食用油回収の推進	使用済みの食用油を回収することで、ゴミを削減し、自然環境保全を図ります。回収した食用油は、石けんやバイオディーゼルの燃料にリサイクルし、バイオディーゼルの燃料はゴミ収集車の燃料として利用します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
公害の予防と監視	73回	23回	32回	→	36回
廃食用油回収量	2,265ℓ	2,615ℓ	4,020ℓ	→	4,500ℓ

施策2. 公園・緑地の整備

施策の方針

子どもから高齢者まで、誰もが憩い、やすらぎ、遊べる空間として身近な公園を整備し、安心・安全に利用できるよう維持管理に努めます。また、唐古・鍵遺跡史跡公園については、本町の特性を十分にふまえた魅力ある史跡公園として、住民の憩いの場として活用できるよう、計画的に整備を進めます。

現状・課題

- 公園の整備については一定の整備が済んでいます。少子化・高齢化が進むなかで、公園利用者のニーズは多種・多様化しており、遊具等の更新を図る必要があります。
- 都市公園は町全体で、現在80箇所となっており、維持管理に対する費用の増大が課題となっています。
- 施設の老朽化に伴う維持管理については「公園施設長寿命化計画」に基づき、年次計画を立てて、補修・改築等の整備を進める必要があります。
- 平成23年度に「唐古・鍵遺跡整備事業実施設計」を策定し、平成29年度の完成をめざしています。
- 復元整備ゾーンの復元手法が今後の検討課題であり、今後さらに検討を重ねていく必要があります。また、唐古・鍵考古学ミュージアムとの具体的な連携を図る必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
4-「2」-(2)-① 個性ある公園の整備	新設公園計画は、住民の多種・多様なニーズを把握し検討を行います。また、スポーツやレクリエーション施設、子どもの身近な遊び場を備えた公園整備を行います。
4-「2」-(2)-② 公園の管理運営	住民との協働による公園の管理運営をめざし、地元自治会と連携して、公園の管理・施設の管理に努めます。
4-「2」-(2)-③ 公園施設の維持管理	子どもをはじめ、住民の身近な憩いの場として安全に利用できるよう、「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具等の整備を計画的に進めます。
4-「2」-(2)-④ 唐古・鍵遺跡史跡公園の整備	「唐古・鍵遺跡整備事業実施設計」に基づき、計画的に整備を進めます。史跡公園として、弥生時代の風景を復元するとともに、その時代の生活を体感できる施設をめざします。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
唐古・鍵遺跡史跡公園整備進捗状況	—	—	H21～H26 一次造成工事	↗	H26～H29整備工事



活力湧き出る産業振興のまちづくり

地域特性を活かした農業の振興や高度技術の導入、高速交通網の整備による物流環境の充実に
対応した工業基盤の整備を図るなど、多様な面からの産業支援に努めます。

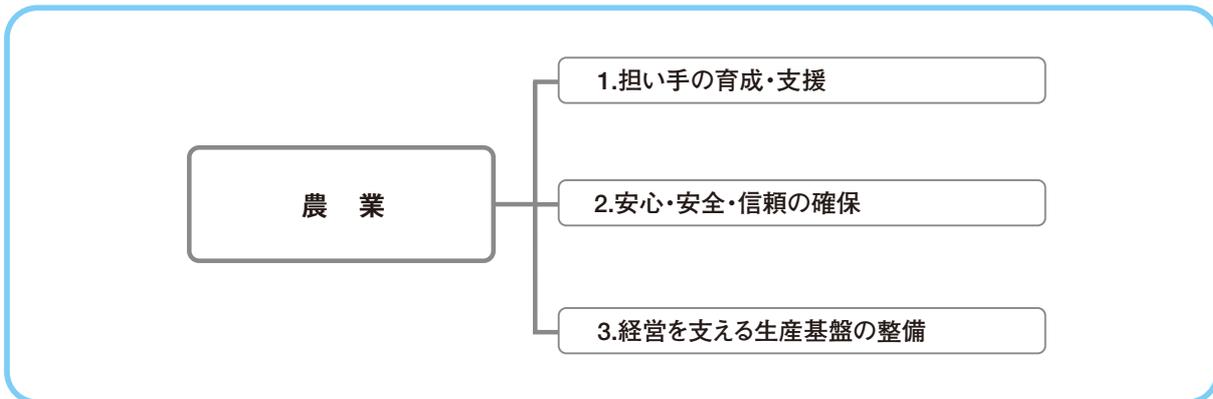
また、地域の自然資源や歴史・文化資源を活かした商業基盤の整備と観光資源の開発を進め、
活力とにぎわいのある豊かなまちをめざします。さらに、企業誘致に対する本町のPR活動にも
今後取り組みます。

政策1 農業

高度な技術と優れた経営感覚を有する担い手の確保と地域営農組織の育成・強化を図り、農業
経営の活性化に努めるとともに、優良農地の確保・集積による土地の保全と有効利用を図り、経
営を支える生産基盤の整備を推進します。

また、作業受委託体制の整備、環境にやさしい農業の促進、農産物のブランド化、加工・販売
体制の整備などにより、都市近郊型農業の振興を図ります。

さらに、住民とふれあう農業を推進し、市民農園の促進など、都市住民のニーズに対応した多
彩な地域農業の展開に努め、魅力ある農業の振興を図ります。



■ 農業の現況

	総農家数	販売農家						自給的農家	
		専業農家		第1種兼業農家		第2種兼業農家		農家数	構成比
		農家数	構成比	農家数	構成比	農家数	構成比		
平成7年	1,479戸	110戸	7.4%	131戸	8.9%	822戸	55.6%	416戸	28.1%
平成12年	1,292戸	100戸	7.7%	115戸	8.9%	716戸	55.4%	361戸	27.9%
平成17年	1,218戸	122戸	10.0%	99戸	8.1%	593戸	48.7%	404戸	33.2%
平成22年	1,121戸	81戸	7.2%	64戸	5.7%	577戸	51.5%	399戸	35.6%

資料：農林業センサス



施策1. 担い手の育成・支援

施策の方針

農業経営者の育成と確保を進めるには、担い手を認定農業者へと誘導し、法人化を支援します。また、集落営農組織の設立や新規農業者の確保を進めるとともに、安定した農業経営のため、農産物の高付加価値化、ブランド化を進め、販路拡大を図ります。

現状・課題

- 本町の農業は、日本の農業がおかれている事情と同様に農畜産物価格の低迷、農業就業人口の減少・担い手不足、高齢化の進行、耕作放棄地の増大など多くの課題に直面し、大変厳しい状況におかれています。
- 農家数については、平成17年度（1,218戸）から平成22年度（1,121戸）の5年間で、97戸減少しています。（農林業センサス農家数）
- 農業者の高齢化、担い手不足は今後も進行すると考えられるため、生産性と効率性の高い農業経営のため、農地の集積化を推進する必要があります。また、認定農業者の育成と支援、新たな集落営農組織の設立や新規就農者の育成を今まで以上に図る必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
5-「1」-(1)-① 担い手の育成	農業後継者の育成、田植えや稲刈り等の作業を受託する農業受託組織等の多様な担い手の育成・支援を図ります。
5-「1」-(1)-② 担い手に対する大規模化への支援	地域における担い手の認定農業者等に対し、共同機械購入支援などを行い、大規模化への支援を図ります。
5-「1」-(1)-③ 法人化加速への支援	県農業会議等の関係機関と連携を図り、集落営農組合・認定農業者等が特定農業法人・農業生産法人へと効率的かつ安定的な農業経営体へ早期発展するよう支援します。
5-「1」-(1)-④ 効率的な経営の推進	収益性の高い作物を担い手農家や集落営農組織などの経営体へ導入し生産性と効率性の高い農業経営をめざします。また優良農地の保全、集団化・連担化した農地の集積を進め安定かつ効率的な農業経営の推進を図ります。
5-「1」-(1)-⑤ 新規就農者への支援	県や農業委員会、農業協同組合と連携を図り就農への情報を発信するほか、新規就農者には青年就農給付金等での支援を行います。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
認定農業法人数	—	—	1法人	→	3法人
認定農業者数	—	—	47人	→	52人
新規就農者数	—	—	1人	→	3人

施策2. 安心・安全・信頼の確保

施策の方針

安心・安全でおいしい農産物の生産を基本として農協や関係機関等と連携しながら、ブランドイメージの確立や各イベントを活用した地産地消等、販路開拓に向けた取り組みを推進します。

現状・課題

- 農産物に対する消費傾向は変化し、健康意識の高揚と相まって低農薬や無農薬など健康に配慮された作物の嗜好が高まり、農産物に対する安心・安全な高品質の物が求められています。
- 毎月開催している「ふれあい朝市」や直売所などを通じて、本町の安心・安全で高品質な農畜産物を広く住民に周知することにより、農業振興を図っています。
- 直売所での販売者は兼業の農業者が多い状況にあり、専業の農業者の販路拡大のための農業見学やホームページを利用する等の効果的なPRを行い、消費者、市場、流通業者等と連携し、新しい流通戦略の構築、直接販売等新たな販路を開拓する必要があります。
- 住民一人ひとりが「食」について改めて意識を高めるため、家庭、学校、地域等を中心に食育の推進に取り組んでいくことが必要となっています。

主要な取り組み

取り組み	内容
5-「1」-(2)-① 農産物の生産振興	安心・安全に配慮した品種、技術の導入や本町の農作物全体の市場性の強化につながるブランド化や高付加価値化の確立を積極的に推進します。
5-「1」-(2)-② 地産地消の推進	本町の推進作物について、産地直結の販売を実施するほか、販路拡大のため農業見学や宣伝能力を強化し、消費拡大に努めます。また、学校給食においても本町で収穫された農作物を提供するなど、地産地消事業を推進します。
5-「1」-(2)-③ 環境保全型農業の導入・普及	生産性との調和などに留意しつつ、化学肥料や農薬の使用を低減し環境負荷の軽減が図られるよう環境保全型農業を推進します。
5-「1」-(2)-④ 都市住民との交流	農業者による市民農園・観光農園の開園を働きかけることや、「農業祭」などを通じ都市住民との交流を推進し、農村の活性化を支援します。
5-「1」-(2)-⑤ 生産者と消費者の交流促進や環境と調和のとれた農業の活性化	消費者と生産者の交流促進を進め、信頼関係を構築するとともに、食品の安全性の確保、食糧資源の有効利用の促進を図ります。
5-「1」-(2)-⑥ 食文化の発展のための活動支援	今後も「農業祭」や「ふれあい朝市」など、地域の農産物を使用した特色ある活動を支援します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
農産物販売農家数(500万円以上)	—	—	43戸	↗	45戸



施策3. 経営を支える生産基盤の整備

施策の方針

農地の保全をはじめ、老朽化している農道や用排水路、水利施設など農業設備の機能維持・機能回復を支援するなど、農村環境の整備を行います。

現状・課題

- 農業者の高齢化、担い手不足等で、農地の維持管理が困難になり、耕作放棄地が増加しています。
- 農地の維持管理を目的とした施策として排水不良農地の解消及び用水確保をするために用排水路改修を行い、管理の軽減を図る必要があります。
- 農業用水を河川から取水する井堰は、古いものでは整備後40年近くなり老朽化が進んでいる状態です。
- 平成24年度から八尾井堰の改修を行うほか、一級河川等の井堰について、診断調査を実施し、計画的に長寿命化を前提とした改修事業を行うとともに、井堰の統廃合についても、検討する必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
5-「1」-(3)-① 農業用水路等の整備	排水不良農地の解消ならびに農地用水の安定供給のため、用排水路や井堰等の長寿命化を図ります。
5-「1」-(3)-② 農業用道路の整備	農機具などが大型化されるなか、現状の道幅が狭いところも見受けられ、受益地等を考慮し、関係地域と協議しながら、計画的に農道整備を実施します。
5-「1」-(3)-③ 農村環境の整備	農地・農業の持つ文化的、経済的重要性を再認識するとともに、水環境整備事業を推進し、集落周辺の溜池、用水路等の親水空間などの整備・管理を行うなど、農村環境の改善を進め、自然環境の保全を図ります。
5-「1」-(3)-④ 農地・水・環境保全向上対策の推進	農地・農業用水などの資源や環境を良好な状態で保全管理し、農業者だけでなく地域ぐるみで行う共同活動を支援します。

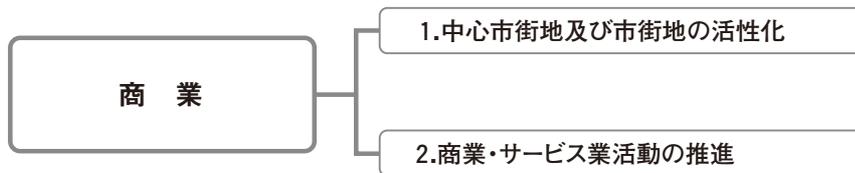
取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
井堰の長寿命化計画作成(累計)	—	—	—	↗	88箇所
井堰の改修箇所数(累計)	—	—	—	↗	5箇所

政策 2 商 業

商業は、地域ににぎわい・活力をもたらすものであり、特に、商店街は地域における顔として地域の活性化や消費生活の充実を図っていくうえで重要な役割を担っています。

そのため、中心市街地の活性化、空き店舗を活用した創業活動や個性ある店舗の誘導により、魅力あふれる商店街づくりとにぎわいの創出に努めます。





施策 1. 中心市街地及び市街地の活性化

施策の方針

中心市街地の活性化については、田原本駅と西田原本駅を中心に、まちのイメージと伝統を活かしつつ、周辺整備を進めます。また、市街地については、消費者のニーズに対応した特色ある商業地の形成を推進するとともに、国道沿線等について活性化に努めます。

現状・課題

- 近年、商業者の高齢化や後継者不足により中心市街地の空洞化、商店街の活力の低下などが大きな課題となっています。
- 駅前商店街における空洞化現象が進むなか、地域活性化対策の一環として、空き店舗を活用した観光ステーション「磯城の里」を開設し、観光客の誘致や町のPRを行っています。平成22年3月駅前広場の完成に伴い、今後中心市街地のあり方等も検討していく必要があります。また、国道24号沿道の商業施設の減少傾向でにぎわいが少なくなっています。
- 今後、住民生活の利便性向上を図り、まちの活力を維持・向上させるためには、本町の歴史と文化を活かした個性的で魅力的な商業地区の整備は重要であり、中心市街地の商業機能回復に向け、商工会はもちろん、関係団体やまちに住み働く人々との連携を図っていく必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
5-「2」-(1)-① 空き店舗対策の推進	商店街を中心市街地として再活性化させるため、「磯城の里」に次ぐ空き店舗を活用した商店活動や個性ある店舗の誘導により、魅力あふれる商店街づくりとにぎわいの創出に努めます。
5-「2」-(1)-② 商店の個性化の推進	本町の歴史的な町並みを活かし、個性的な商店街を形成するため、商工会などと協力して景観及び生活環境の整備に取り組みます。
5-「2」-(1)-③ 消費者ニーズへの対応	ライフスタイルの変化、交通体系の変化に対応した、新たな販売方法や、情報化への取り組みなど商工会などと協力し、活性化に向けた自主的な活動を支援します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
商店数	—	376店	—	→	400店
空き店舗数	—	11店	11店	↘	9店

※商店数は平成19年商業統計

施策2. 商業・サービス業活動の推進

施策の方針

中小企業について、個々の事業者の経営の強化を図るとともに、近年のインターネット人口の増加に対応し、観光・福祉等サービス分野との連携による特色ある商業活動を支援するなど、消費者の多様なニーズに対応する商業地づくりをめざした事業活動を促進します。

現状・課題

- 町民の商店街に対する関心を高めるため、商工会や各種団体と連携を図り、「たわらもと十六市」等のイベントを開催しています。継続してまちの魅力をPRするイベントや情報発信を行う必要があります。
- 商工会と観光協会が連携してインターネットにより、本町の魅力をPRしていますが、体験型の観光資源を紹介するなど、町内企業にとっても有意義な情報を発信する必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
5-「2」-(2)-① 企業との連携	企業と商工会等が連携を図り、何度も訪れてもらえるような新たな工夫を凝らした各種イベントを実施するなど、積極的な企業の育成を推進します。
5-「2」-(2)-② 情報の発信	インターネットを活用し、商店街の店舗や「磯城の里」の情報を全国に配信し、本町の魅力をPRします。
5-「2」-(2)-③ 経営の安定化及び近代化の推進	町内中小企業に対する融資制度を定め、町内金融機関を通じて中小企業融資を行います。また、今後も引き続き、中小企業融資制度を維持しながら金融の円滑化を促進し、中小企業の経営の安定化、設備投資に関する支援の充実を図ります。

取り組み指標

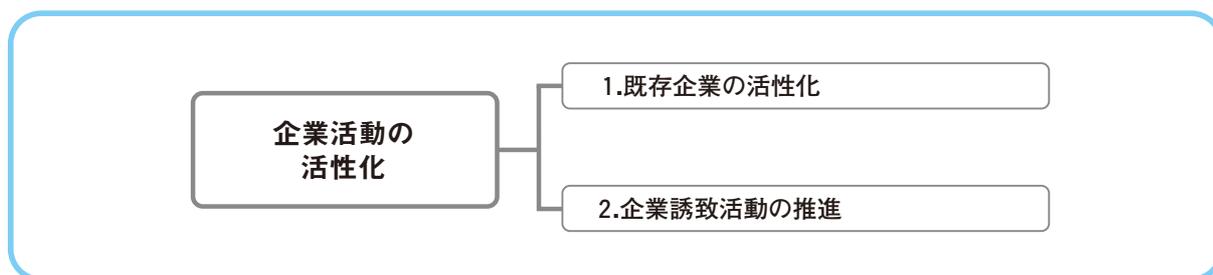
指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
たわらもと十六市来場者数	10,000人	10,000人	11,000人	→	12,000人



政策 3 企業活動の活性化

産業は、町民に就労の場を提供するとともに、地域に活力をもたらすものであることから、まちづくりにおいて重要であるといえます。

さらに、既存企業が安全かつ発展的な経営を図ることができるように、既存工業の活性化、経営の安定化等の取り組みを推進し、また、企業誘致活動を積極的に取り組み、活力あるまちをめざします。



施策1. 既存企業の活性化

施策の方針

既存企業が持続的に発展していけるよう、技術力の向上や連携の強化を行うなど、経営基盤の強化を図ります。

現状・課題

- 既存の企業に対しては、中小企業者に対する融資制度を通じて、経営基盤を安定させるとともに、設備・店舗の改装や新規参入企業への資金面での支援も検討する必要があります。
- 従来からの衣服、繊維を中心とした地場産業に加えプラスチック、金属製品、食料品加工等の事業所が地場産業として工業の中心を担っていますが、既存事業所の撤退で厳しい状態となっています。
- 既存企業の経営基盤の強化を図るため、技術改革や経営問題について、情報交流等を行う必要があります。
- 田原本町企業立地促進条例による企業立地優遇制度が整っていることから、今後、県、関係機関等との連携を図り、企業立地促進法に基づく取り組みを強化していくこと、また、工業振興の中心的な役割を担う商工会との連携を図り、既存工業の活性化を図っていくことが重要です。

主要な取り組み

取り組み	内容
5-「3」-(1)-① 経営の安定化及び近代化の推進	町内中小企業に対する融資制度を定め、町内金融機関を通じて中小企業融資を行います。また、今後も引き続き、中小企業融資制度を維持しながら金融の円滑化を促進し、中小企業の経営の安定化、設備投資に関する支援の充実を図ります。
5-「3」-(1)-② 異業種交流の推進	既存の企業の経営基盤強化・技術の高度化、商品開発力向上などを促進するため、企業間における情報交換の機会拡充を図ります。
5-「3」-(1)-③ 中小企業の育成	経営・経済に関する諸問題についての講習会や研修会などを通じて人材を育成し、商工会との連携を強化し、中小企業の経営基盤の強化を図ります。
5-「3」-(1)-④ 情報交流の推進	既存企業、新規立地企業及び町との交流会を実施し、行政施策をはじめ、雇用などに関する地域の情報提供を推進します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
工業事業所数	102箇所	99箇所	84箇所	→	90箇所
工業従業者数	2,231人	2,090人	1,890人	↗	2,000人
工業製造品出荷額	545億円	499億円	483億円	↗	500億円



施策 2 . 企業誘致活動の推進

施策の方針

地域の活性化や若者など住民の雇用の場を確保するため、企業の誘致を進めるとともに、誘致した企業と地元の企業との交流や連携を進めるなど、地域経済の振興を図ります。

現状・課題

- 平成23年5月に「田原本 I C 周辺地区」を準工業地域として市街化区域編入を行い、田原本町企業立地促進条例を制定し、計画的に企業誘致活動を進めています。
- 企業誘致については、道路等のハード面の整備をはじめ、企業や労働者にとって魅力的な環境の整備を総合的に進めていく必要があります。
- 京奈和自動車道の開通による優位性を活かした優良企業の誘致に努め、企業ニーズに対応した取り組みを展開する必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
5-「3」-(2)-① 積極的な企業訪問の実施	県や関係機関との連携を図り、積極的に企業訪問を実施し、企業誘致の推進を図ります。
5-「3」-(2)-② ホームページ等によるPRの推進	本町の企業誘致をホームページで紹介し、また、企業誘致に関するイベント等にも参加するなど、積極的に情報を発信し、企業誘致のPRを推進します。
5-「3」-(2)-③ 効果的な企業誘致の実施	町内企業に対応した企業誘致を図るとともに、既に立地している企業が町内で事業を拡大する「内発的展開」や取引相手が町内へ進出するなど、2次的な効果に向けた対応を進めます。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
田原本町企業立地促進条例に基づく奨励金の交付企業数(累計)	—	—	—	→	10件

政策4 観光

多様な観光ニーズに対応するため、本町の恵まれた自然資源や歴史・文化資源の活用を図るとともに、広域連携による観光資源の活用や情報発信機能の充実、受け入れ体制の整備を進めます。

また、高速交通網の整備による観光客の増加を見込み、地域産業を活用した特産品の開発やイベントの開催、多様な媒体を活用した観光情報の集積と発信などに努め、地域のイメージアップと集客力の向上を図ります。

観光

1.観光交流資源の魅力向上

2.自然資源や歴史・文化資源の保全と活用





施策1. 観光交流資源の魅力向上

施策の方針

本町の持つ歴史・文化的な観光資源の魅力を知ってもらい、本町を訪れてもらうため、各種観光イベントの実施やPR・誘客事業の推進を図っていきます。

さらに県や近隣市町村と連携し、広域的な誘客活動の展開に取り組み、本町魅力を伝え、集客力の向上を図ります。

現状・課題

- 本町は、弥生時代を代表する唐古・鍵遺跡や古事記ゆかりの多神社をはじめ、有形・無形文化財が多数あり、特に伝統行事の祭祀には町内外からの参加者も多く、学術研究やコミュニケーションの場として重要な役割を果たしています。
- 観光ステーション「磯城の里」は商工会・観光協会が連携し、商工業・観光のPRを行っています。
- 年間を通じて販売できる商品や各団体で土産品の開発などを検討していますが、今後は関係団体による連携体制を構築する必要があります。
- 県のプロジェクトとの連携で観光客は増加しつつあるものの、イベントの日だけでなく、その後も本町を訪れてもらえるリピーターづくりにつながる施策を進めていく必要があります。
- 平成22年に開催された「平城遷都1300年祭記念事業」など、奈良県と連携を図り、広域レンタサイクル事業や自動車での来県者を誘致する「奈良浪漫回廊」の実施などを通じて本町に来県者を導く取り組みを行いました。
- 「平城遷都1300年祭記念事業」で増加した来県者を再度奈良県に誘致し、さらに本町へと導くため、平成24年度から実施される「記紀・万葉プロジェクト」と連携して、本町の観光資源である「太安万侶ゆかりの多神社」等を全国にPRしていく必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
5-「4」-(1)-① 観光ステーションの活動支援	商工会・観光協会が連携し、商工業の振興と観光資源の開発の取り組みに協力し、まちの活性化の促進と集客力の向上を図ります。
5-「4」-(1)-② 特産品の開発支援	観光客の土産品が少ない現状であるため、地域の産物、産業を活用した特産品の開発に取り組む商工会などの団体に対し支援を行います。
5-「4」-(1)-③ イベントの開催	関係団体との連携により、各種イベントに積極的に取り組むとともに、町内外との交流を進め集客力の向上を図ります。
5-「4」-(1)-④ 観光情報の収集発信	ホームページや観光パンフレットなどを通じて、唐古・鍵遺跡など貴重な観光資源を全国に向けて情報発信することにより、本町の特色や魅力を紹介します。
5-「4」-(1)-⑤ 記紀・万葉事業	奈良県の「記紀・万葉プロジェクト」の展開（2012年～2020年）と連携しながら、古事記・日本書紀・万葉集などにゆかりの地や人物、出来事など町の豊かな歴史・文化遺産を掘り起こすとともに、古事記を編纂した太安万侶の偉業と歴史的役割を、そのふるさと田原本から全国に情報発信します。
5-「4」-(1)-⑥ 県・近隣市町村、関係機関等との連携	県や近隣市町村、観光協会などの関係機関と連携して、県内のイベント等に参加します。平成24年度から9年間にわたって実施される、奈良県の「記紀・万葉プロジェクト」と連携し、シンポジウムやウォークイベントの開催など、本町でも記紀ゆかりの観光資源を全国に向けてPRします。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
観光ステーション「磯城の里」来館者数	3,024人	2,935人	3,341人	↗	4,500人
レンタサイクル利用者数	40人	91人	263人	↗	480人
シンポジウムやウォークイベントの開催数	1回	—	1回	↗	3回





施策2. 自然資源や歴史・文化資源の保全と活用

施策の方針

観光協会をはじめ農協や商工会など地域の関係機関、団体、民間企業と連携し、本町の自然や歴史・文化資源を活かした体験型の観光プログラムやルートの開発を進めるなど、地域資源の保全と活用に取り組みます。

現状・課題

- 観光の振興は、多くの人々の来訪によってまちににぎわいと活気をもたらすだけでなく、本町の知名度も向上し、住民のまちに対する愛着や誇りの醸成、さらには地域産業の振興にも優れた効果が期待できる役割を果たしています。
- 観光協会では「ふるさとかるた」を制作し、学校や地域のグループなどに貸出しを行ったり、町広報で本町の観光資源を紹介しています。
- 観光ボランティアをさらに育成・強化し、集客力の向上を図るため、ガイド養成講座を実施しています。
- 地元の身近な歴史や伝統行事について知らない地域住民も多く、町外に向けてだけでなく、町内の住民に向けてPRする機会を増やす必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
5-「4」-(2)-① 観光資源の保全	町内の自然、歴史・文化は貴重な観光資源であることから、地域住民に対しても保全意識の高揚を図ります。
5-「4」-(2)-② 観光ボランティアの育成	町内には、自然、歴史・文化の観光資源が多数潜在しています。これらを掘り起こすとともに、わかりやすく説明できる観光ボランティアをさらに育成・強化し、集客力の向上を図ります。
5-「4」-(2)-③ ガイド養成講座の実施	ガイド養成講座は人員の補充とともに現役ガイドの研修もかねて、定期的を実施します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
観光ボランティアガイド利用件数	10件	14件	21件	➔	30件
観光ボランティアガイド案内人数	397人	382人	509人	➔	750人
観光ボランティアガイド登録人数	15人	24人	23人	➔	35人

効率的な計画推進をめざしたまちづくり

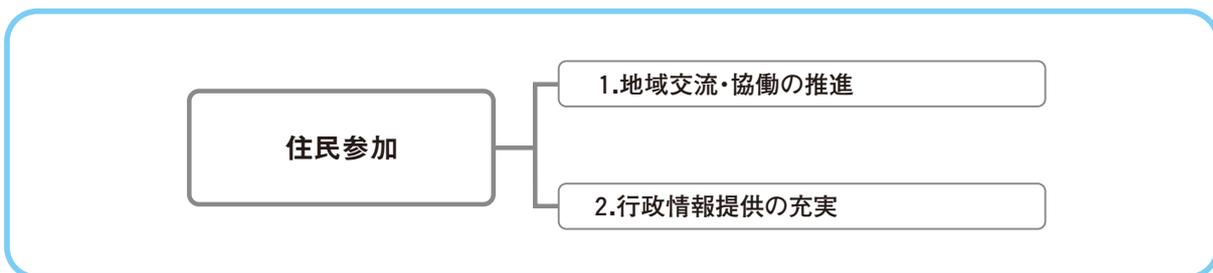
住民の主体的な活動がこれからのまちづくりの重要な役割を果たすことから、住民による社会的活動やまちづくりへの意識が喚起され、まちへの愛着と自治意識の高揚につながる施策の展開を図ります。

また、新たな転換期を迎えたこれからのまちづくりにとって、住民によるまちづくり活動と行政の効率的で計画的な行財政運営の双方が協働し、まちの将来像が実現できる施策を実施します。

政策1 住民参加

まちづくりは、住民と行政のパートナーシップが基本となります。住民の声や願いを大切に、住民の創意と工夫による魅力的なまちづくりを推進していくため、町政への住民参加機会の拡大、広聴・広報活動の充実に努めます。

地域が主体性を持ち、その能力を十分発揮できるよう住民活動への支援に取り組みます。





施策1. 地域交流・協働の推進

施策の方針

これからのまちづくりについては、住民と行政がそれぞれの責任や役割を理解し、対等な立場で協力しながら取り組んでいくことが必要です。そのため、コミュニティの趣旨や内容及び必要性を周知・啓発するとともに、町全体で協働によるまちづくりの気運を高めていきます。

現状・課題

- 現在、自治会加入率は9割以上（94.0%）と高い水準ですが、新規転入者などの自治会未加入者は増加傾向にあり、地域住民の交流機会の減少や連帯感の希薄化が進んでいます。
- 近年の住宅開発により、新興住宅だけで形成される自治会、昔からの居住者と新住民が混在した自治会も増えています。
- 自主的な地域活動が活発に行われるよう、自治会に対する自治振興補助金や地域での情報の共有化を図るための有線放送設備に対する補助金等、多種多様な補助を行っています。
- 都市化や核家族化、価値観の多様化等により、地域における住民の共同意識や連帯感が薄れつつあるなかで、今後、それぞれの役割分担と協働のあり方を明確にし、自治会をはじめとしたコミュニティ機能の向上を図るなど、あらたな仕組みを構築する必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
6-「1」-(1)-① 地域公民館の整備支援	各地域の公民館の促進と地域住民の福祉の増進・交流の活発化を図るため、地域公民館整備の支援を行います。
6-「1」-(1)-② ボランティア組織の育成	情報発信や体験・参加希望者への紹介など、ボランティア活動への参加意識の啓発に努めます。
6-「1」-(1)-③ コミュニティ組織・ネットワークの整備	小学校区が集まる連合組織において、災害対策、交通安全、防犯意識を向上させることで住民の連帯意識の熟成を図ります。また、各種組織の特徴を活かしながら、相互の連携を図るなど、コミュニティネットワークの整備を図ります。
6-「1」-(1)-④ コミュニティリーダーの育成	多分野にわたる総合的な活動のために、コミュニティ団体に対しての研修等の情報提供を行います。
6-「1」-(1)-⑤ 参加機会の充実	先進的な事例や専門家の紹介など、コミュニティ活動に関する情報の収集とコミュニティ組織に対する情報の発信を充実させることにより、催しの活発化など、コミュニティ活動への参加意欲を高める身近な交流活動の活性化を図ります。
6-「1」-(1)-⑥ 町政への参加促進	行政と地域住民との協働により、歴史・文化の伝承、防犯・防災等の面において生じる課題解決をする力を高めるために、相互の意見交換や情報提供を積極的に行います。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
住民アンケートによるまちづくりへの参加意向	—	—	31.2% (H23年度)	→	40.0%

施策 2 . 行政情報提供の充実

施策の方針

協働によるまちづくりを進められるように、住民にとって読みやすくわかりやすい広報紙・ホームページづくりに取り組むとともに、情報公開等に適切に対応するなど、住民の関心の高い町政情報の提供に努めます。

現状・課題

- パソコンなどの情報通信機器の多様化やインターネットの普及が進んでおり、パソコンやインターネットを利用できる人とできない人との情報格差の広がりや、個人情報の保護も問題となってきています。
- 町では、広報紙とホームページで、地域・町政情報や暮らしの情報などを積極的に提供するとともに、まちづくり意見箱やWEB意見箱で町政に対する意見の収集活動を行っています。また、情報コーナーにおいて行政資料を配置しています。
- 住民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、情報の共有化が不可欠となっています。住民が知りたいことを把握するためのツールが必要になるとともに、情報の共有化を進めるにあたり、個人情報の保護や情報セキュリティの強化が必要となっています。
- 住民が協働で参画したいと思えるような情報の提供を行うことが課題となっています。

主要な取り組み

取り組み	内容
6-「1」-(2)-① ホームページの充実	見やすいページを作成するとともに、住民が参加できるWebサービスの充実を図ります。
6-「1」-(2)-② 情報の公開	公平性・透明性の高い行政運営を行うため、積極的に情報公開に努めます。
6-「1」-(2)-③ 情報の保護	個人情報の保護と情報セキュリティの強化を徹底します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
ホームページへのアクセス件数	—	177,556件	217,745件	↗	290,000件
情報コーナーの利用者数	373人	462人	389人	↗	430人



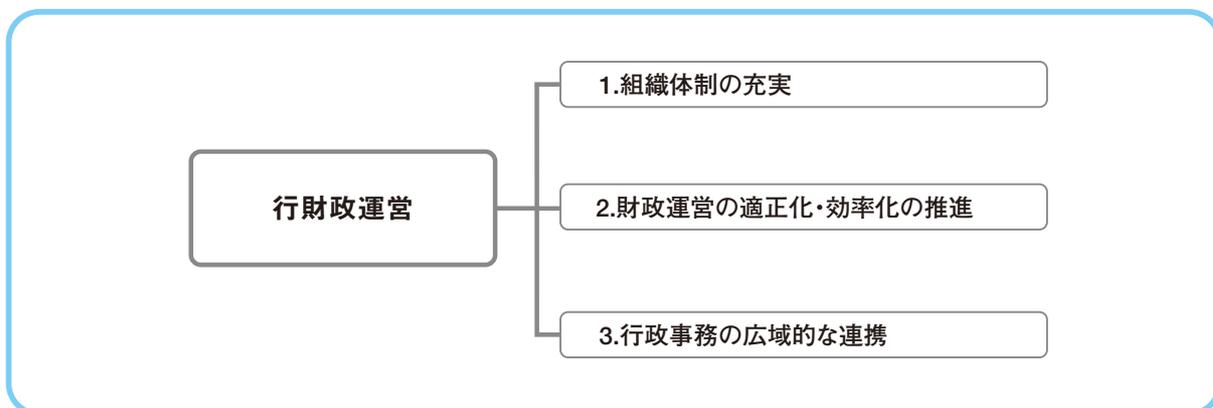
政策 2 行財政運営

職員の資質の向上や時流に対応した柔軟な体制づくりなど、士気の高い機動的な組織の構築に取り組み、行政機能の強化を図ります。

また、住民の視点に立った行政評価などの仕組みづくりを進め、明確な目標に基づき、サービスの効率と効果をふまえた合理的かつ計画的な行政運営を推進します。さらに、個人情報保護に十分配慮しながら、電子自治体などへの取り組みを推進し、業務の一層の効率化を図ります。

一方、厳しい財政状況のなかで、新たな財政需要に対処していくため、自主財源の確保に努めるとともに、歳出の抜本的な見直しを図りながら、長期的な見通しに基づいた安定的な財政運営に努めます。

さらに、生活や活動範囲の拡大により多様化・高度化する住民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、他市町村との連携を強化し、共同で広域的な課題に取り組む体制の充実に努めます。



施策1. 組織体制の充実

施策の方針

住民ニーズが多様化・高度化するなかで時代に応じた組織機構や事務事業等の再編・整理・廃止・統合を推進します。

現状・課題

- 定員適正化計画・人材育成基本方針などを中心に職員数の計画的な抑制を図っていますが、行政サービスに対するニーズの多様化、急激な社会情勢の変化等により業務量は大きく増加しており、今後より一層の効率化とサービスの充実が求められます。
- 平成19年10月、平成23年4月に簡素で効率的な組織運営をめざし機構改革を実施、平成22年3月には人材育成基本方針を策定、平成23年度には人事評価制度を試行、平成24年度から人事評価制度を実施します。

主要な取り組み

取り組み	内容
6-「2」-(1)-① 柔軟な組織管理	定員適正化を図るため、各課室局単位での適正人員を調査・把握し、効果的・弾力的な人材の配置を行います。
6-「2」-(1)-② 職員の資質の向上	新規採用職員など、勤務年数の少ない職員に重点的に研修を実施し、また、各段階における職員研修の拡充を図り、計画的な人材育成を行います。
6-「2」-(1)-③ 行政サービスの充実	行政サービスの充実を図るため、各種団体との協働を推進します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
職員研修実施回数	1回	1回	2回	↗	6回



施策2. 財政運営の適正化・効率化の推進

施策の方針

社会情勢の変化や地方分権の進展に留意しながら、中期財政見通しを作成し、計画的な財政運営に努めます。

現状・課題

- 歳入は町税が減少している一方で、歳出は公債費がピークを過ぎ減少していますが、依然として高い水準にあります。
- 住民ニーズの多様化や少子化・高齢化の進展に伴う経費の増加、また、第3次総合計画の実現のため、今後も経費の増加が見込まれます。
- 新たな財政需要に対応していくため、自主財源の確保に努めるとともに、重点施策の設定や施策の優先順位付け、事業効果の検証などについて、引き続き検討を行う必要があります。
- 景気が不透明ななか、中小企業や自営業者の経営状況は厳さを増し、給与所得者においても所得の減少、失業等により、町税の納税環境は厳しい状況にあります。
- 町税滞納者に対して、自主納付を推進する一方、納税相談や財産調査などを強化し、効率的な滞納整理を実施していきます。また、税負担の公平性の観点からも、徴収体制の強化により、収納率の向上を図っていく必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
6-「2」-(2)-① 計画的な財政運営の推進	総合計画に基づき、引き続き事業・施策を実施計画において具体化し、計画的な財政運営を推進します。また、実施計画と予算、事務事業評価等を連動させ、PDCAサイクルの確立をめざすとともに、重点施策の設定や施策の優先順位付け、事業効果の検証などを実施し、財源の重点配分を行います。
6-「2」-(2)-② 行政改革の推進	歳出については、人件費の抑制や経費の節減合理化、行政評価システムの導入等により事務事業の再編・統廃合に努めるなど、引き続き、見直しを進めます。また、歳入については、受益者負担の公平性を基本とし、使用料、手数料の適正化を図ります。また、税について収納率の向上を図るなど、引き続き、歳入の確保に努めます。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
経常収支比率	89.8%	93.6%	87.9%	→	85.6%
実質公債費比率	13.4%	11.8%	11.4%	→	11.2%
事務事業の評価結果の公表	—	—	—	↗	全事務事業

施策3．行政事務の広域的な連携

施策の方針

さまざまな政策分野で広域的な連携が図れるよう、事務の効率化と公共サービスの維持・向上をめざします。

現状・課題

- 地方分権の推進や少子化・高齢化の進展、住民の日常生活・活動圏域の拡大、厳しさを増す財政状況など、市町村を取り巻く環境の変化により、広域的な視点で対応・解決が求められる行政課題が増加しています。
- 「奈良県・市町村長サミット」に参加し、県・市町村が抱えるさまざまな課題解決に向け、知事と市町村長がお互いの課題・状況を把握しあい、各作業部会において、具体的な検討を行っています。
- 山辺広域行政事務組合の各部会や運営委員会等に参加し、関係市町村との連携をさらに強化する必要があります。
- 一部事務組合を設置し、広域によるごみ処理施設建設に向け取り組んでいます。

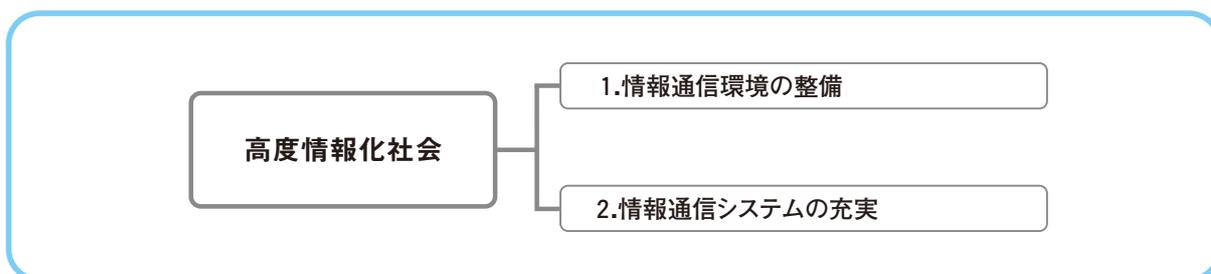
主要な取り組み

取り組み	内容
6-「2」-(3)-① 山辺広域行政事務組合との連携の強化	関係市町村との積極的な交流を図り、関係の強化に努めます。
6-「2」-(3)-② 広域ごみ処理施設の建設	一部事務組合を設立し、ごみ処理施設の広域建設を行います。



政策 3 高度情報化社会

高度な情報化は住民生活において、福祉の向上、行政サービスの向上、地域全体の活性化につながります。そのため、情報通信基盤・情報環境の整備を推進し、高度情報化社会に対応する施策の展開に努めます。



■主要所管課 財政課

施策 1 ． 情報通信環境の整備

施策の方針

すべての住民が、さまざまな媒体を通じて町政やまちづくりに関する情報を得ることができるよう、情報通信環境の充実を図ります。

現状・課題

- 法改正等によるシステム改修等の費用が増加傾向にあることから、近隣市町と連携を図り、コストの削減や事務の効率化の検討を進めてきました。この結果、7市町による自治体クラウド型の基幹システム共同アウトソーシングを平成24年度から導入することになりました。

主要な取り組み

取り組み	内容
6-「3」-(1)-① 行政情報システムの整備	今後も近隣市町村と連携を図りながら、より一層のコスト削減や事務の標準化・効率化を進め、共同化できるシステムを検討し、情報システムの整備を進めていきます。
6-「3」-(1)-② 情報通信基盤の整備	既存の庁内ネットワークの効率化をめざし、情報通信基盤の整備を図ります。

取り組み指標

指 標	実 績 値			め ざ す 方 向	目 標 値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
自治体クラウド化のシステム数	—	—	—	→	24業務

施策2. 情報通信システムの充実

施策の方針

行政手続きの簡素化・効率化をめざし、町が保有する情報が適切に活用されるよう、利便性の向上を図ります。

現状・課題

- 住民への行政サービス及び職員の業務効率の向上を図るため、インターネットで申請や届出を行う汎用受付システムを導入していますが、このシステムがより広く住民に活用されるように、利用しやすい環境の提供など運用体制の向上を図る必要があります。
- IT化を進めていく一方で、セキュリティリスクが増大することから、個人情報の保護などコンピュータの安全を確保するための基本方針をまとめたセキュリティポリシーの周知徹底を図る必要があります。

主要な取り組み

取り組み	内容
6-「3」-(2)-① 利便性の向上	インターネットでの申請や届出、施設の予約、空き状況の検索等について、電子化を推進します。
6-「3」-(2)-② 情報保護の周知徹底	セキュリティポリシーの周知徹底を図り、「PDCAサイクル」を定期的実施します。

取り組み指標

指標	実績値			めざす方向	目標値 (H28年度末)
	(H18年度)	(H20年度)	(H22年度)		
インターネットでの届出業務数	—	—	1業務	↗	3業務

